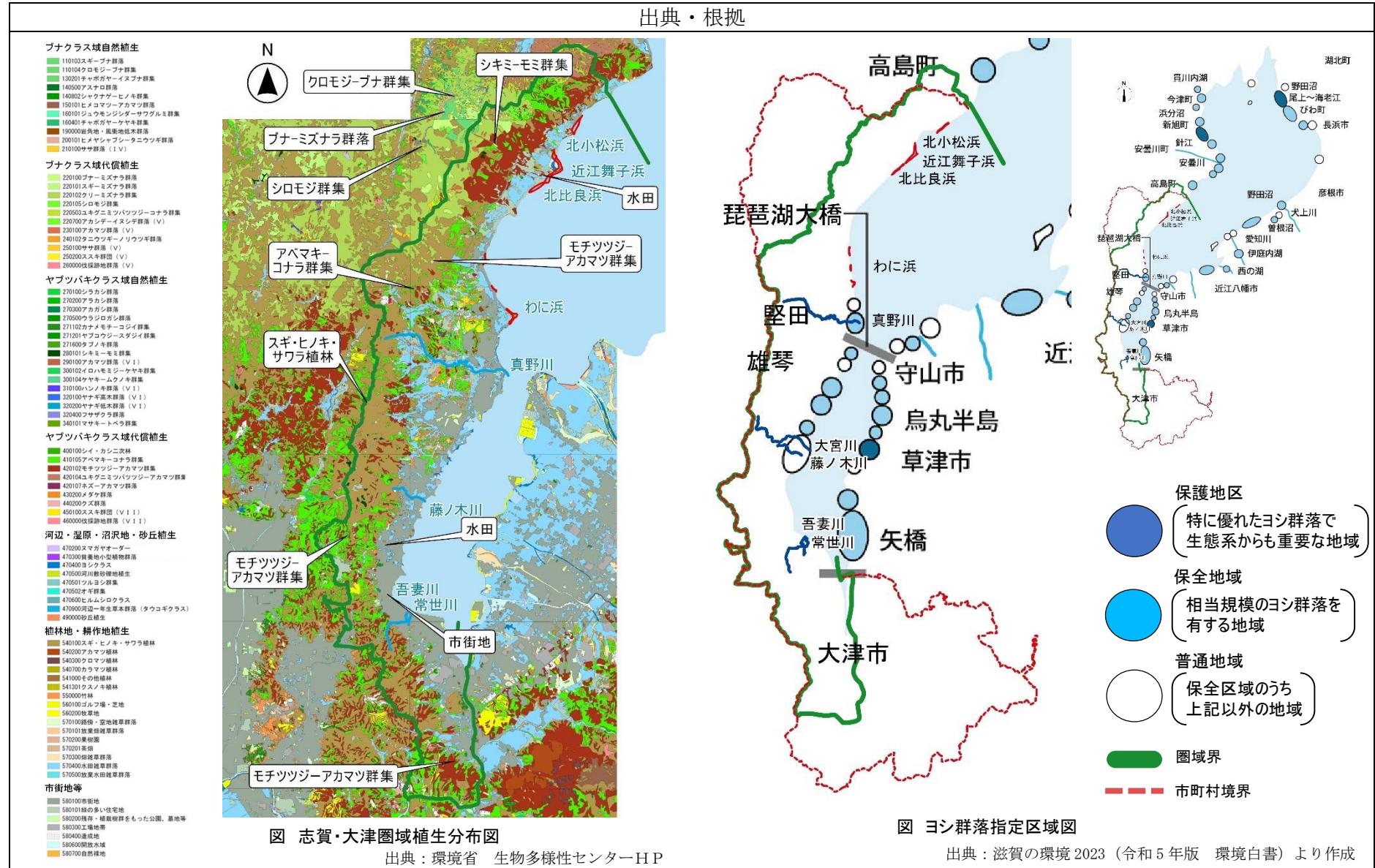


河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>1.2.3 河川環境に関する現状と課題</p> <p>(1) 生物の生息・生育</p> <p>(植生)</p> <p>圏域内で確認されている植生は、圏域北部の比良山地高山部ではクロモジブナ群集やブナーミズナラ群落から成り、圏域内河川の上流部にあたる比良山地中腹部ではスギ・ヒノキ・サワラ植林やモチツツジーアカマツ群集・クヌギーコナラ群集が広がっています。圏域内河川の中流部から下流部にかけては水田と市街地が混在する里山的景観になり、竹林やカナメモチ-コジイ群集が広がっています。湖岸沿いは、圏域北部にクロマツ群落、ヌマガヤ、竹林などの生育が確認されており、圏域南部は人工湖岸であるため、植生はほとんど生育していません。</p> <p>また、圏域中部の真野川の河口部や雄琴地区および下阪本地区などの湖岸域のヨシ群落が、滋賀県で平成4年度に施行された「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」のヨシ群落保全区域に指定され、一部でヨシ群落の保全事業が実施されています。平成16（2004）年には「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の育成、生態特性・地域特性に応じた維持管理、刈り取ったヨシの有効な利活用を図ることとしています。</p> <p>保全すべき貴重な植物としては、真野川の中流部にカワヂシャ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）、相模川、盛越川など8河川にはフジバカマ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）やガガブタ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧/滋賀県レッドデータブック：絶滅危惧種）が確認されています。</p> <p>(魚類)</p> <p>圏域内で確認されている魚類は、アユ、オイカワ、カワムツ、コイ、タナゴ類（環境省レッドリスト：絶滅危惧IB類）、ミナミメダカ（環境省レッドリスト：絶滅危惧II類/滋賀県レッドデータブック：絶滅危機増大種）、ドジョウ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧/滋賀県レッドデータブック：要注目種）、モツゴなど の生息が報告されています。特に、和邇川の下流部ではアユの産卵に好適な河川 であり、水産資源保護法に基づくアユの保護水面に指定されています。</p> <p>また、多くの河口では、ブルーギルやブラックバスなどの外来生物が確認されており、生態系への影響が危惧されています。</p> <p>圏域内に生息する保全すべき貴重な魚類としては、真野川の下流部と藤ノ木川にウツセミカジカ（環境省レッドリスト：絶滅危惧IB類）が確認されています。</p>	 <p>写真 ウツセミカジカ</p>

出典・根拠



河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(動物など)</p> <p>圏域内で確認されている動物としては、哺乳類では、比良山地や比叡山地にニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、カモシカなどの生息が確認されています。鳥類では、カモ類やカツブリ、ユリカモメなどの生息が確認されています。昆虫類では、ムカシトンボ、ハッチョウトンボ、オオサカサナエ（環境省レッドリスト：絶滅危惧II類/滋賀県レッドデータブック：希少種）、オオムラサキ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）、ギフチョウ（環境省レッドリスト：絶滅危惧II類）、ゲンジボタルなどの生息が確認されています。両生類では、上流域でヒダサンショウウオ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧）、モリアオガエルなどが、市街地の雄琴地区では、^{おごと}ダルマガエル、カスミサンショウウオ（環境省レッドリスト：絶滅危惧II類）の生息が確認されています。</p>	
<p>圏域内に生息する保全すべき貴重な動物として鳥類では、真野川流域でミサゴ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧/滋賀県レッドデータブック：希少種）、ハイタカ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧/滋賀県レッドデータブック：希少種）、オオタカ（環境省レッドリスト：準絶滅危惧/滋賀県レッドデータブック：希少種）が確認されています。</p> <p>(主要河川の主な確認生物)</p> <p>真野川には、植物では桜やヨシ、ススキ、カワヂシャなどが生育し、魚類では前述のウツセミカジカほかカネヒラやトウヨシノボリ、ハス（環境省レッドリスト：絶滅危惧II類/滋賀県レッドデータブック：希少種）などが、鳥類ではヤマセミやカワセミなどに加え、貴重な種としてミサゴ、ハイタカ、オオタカが生息しています。</p> <p>藤ノ木川には、植物ではミゾソバなどが生育し、魚類ではトウヨシノボリなどや、貴重な種として真野川と同じく、ウツセミカジカが生息しています。</p> <p>常世川・吾妻川の石積み護岸の隙間には、サワガニやヒメサナエなどの生物が生育しています。</p>	  <p>写真 アブラボテ</p> <p>写真 カネヒラ</p>   <p>写真 トウヨシノボリ</p> <p>写真 ハス</p>    <p>写真 カワセミ</p> <p>写真 ヤマセミ</p> <p>写真 カワヂシャ</p>    <p>写真 サワガニ</p> <p>写真 ヒメサナエ</p> <p>写真 カイツブリ</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																																																										
<p>相模川、盛越川など8河川には、植物では前述のフジバカマやガガブタほかヨシなどが生育しています。</p> <p>魚類では、アマゴ、アユ、オイカワ、ヨシノボリなどが生息しています。</p> <p>このように、真野川をはじめ圏域内の河川では、多種多様な生物や保全すべき貴重な種が確認されており、生物の生息・生育環境が保全されるように努める必要があります。</p>	<p>1. 生物の現状</p> <p>1.3 植物</p> <ul style="list-style-type: none"> 三田川には、冠水地草本のツルヨシ、抽水植物のヨシの他、沈水植物のヤナギモやコナダモ(錦化植物)が見られます。 盛越川、狹川、堂の川にはコカダモ、ヤナギモ、エビモの沈水植物が見られます。 浜川流域の新潟には浮葉植物のガガブタが見られます。 <p>水生植物現地調査結果</p> <table border="1" data-bbox="1185 420 1612 584"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科 種</th> <th colspan="6">建設位置</th> </tr> <tr> <th>三 田 川</th> <th>狹 川</th> <th>盛 越 川</th> <th>浜 川</th> <th>相 模 川</th> <th>堂 の 川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミツガシワ ガガブタ</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イネ ヨシ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヨシノボリ</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>トチカズラ コカダモ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヒルムシロ タナキモ エビモ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※参考：(1) 盛越川(2) 相模川(3) 堂の川(4) 浜川(5) 相模川(6) 相模川(7) 相模川</p> <p>1. 生物の現状</p> <p>1.3 植物</p> <p>事業計画区域周辺の植物は、アカマツ—モテツヅクサ群落が広く分布し、三田川より南側の区域にスギヒノキ林が見られます。</p> <p>特集すべき植物種</p> <table border="1" data-bbox="1641 377 1956 568"> <thead> <tr> <th>科</th> <th>種</th> <th>選定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ウマノスズクサ ツツジ</td> <td>ミヤコアオイ イワシ</td> <td>指定 指定</td> </tr> <tr> <td>キク</td> <td>コバミツバツツジ フジバカマ サワグルマ</td> <td>指定期間危機種</td> </tr> <tr> <td>ユリ</td> <td>ショウジョウバカマ</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td>ラン</td> <td>コクラン</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td>ミツガシワ</td> <td>ガガブタ</td> <td>R(危急種)</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>レッドデータブック記載種</td> <td>指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：(1) 盛越川(2) 相模川(3) 堂の川(4) 浜川(5) 相模川(6) 相模川(7) 相模川</p> <p>図 相模川、盛越川等8河川の植物</p> <p>出典：淀川水系流域委員会 第1回琵琶湖部会 資料3 淀川水系の現状説明</p> <p>1. 生物の現状</p> <p>1.1 魚類</p> <p>河川の上流域～中流域のアマゴ、タカラハヤシや中流域～下流域のアユ、オイカワなどが生息しています。ヨシノボリは比較的広く分布しています。近年、全国的に急激に増加した外来で食害性のオオクチバ、肉食性のブルーギルも生息しています。</p> <p>魚類調査結果</p> <table border="1" data-bbox="1462 865 1697 1056"> <thead> <tr> <th>目</th> <th>科</th> <th>種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サケ</td> <td>サケ科</td> <td>アマゴ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アユ科</td> <td>アユ</td> </tr> <tr> <td>コイ</td> <td>コイ科</td> <td>ニイ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>オイカワ カワムツ タカラハヤ ドスウ</td> </tr> <tr> <td>スズキ</td> <td>ドジョウ科 サンショウユ科 ハゼ科</td> <td>オオクチバ ブルーギル ヨシノボリ ヒラコ 11種</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>6科</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(一)出典：(1) 盛越川(2) 相模川(3) 堂の川(4) 浜川(5) 相模川(6) 相模川(7) 相模川</p> <p>図 相模川、盛越川等8河川の魚類</p> <p>出典：淀川水系流域委員会 第1回琵琶湖部会 資料3 淀川水系の現状説明</p>	科 種	建設位置						三 田 川	狹 川	盛 越 川	浜 川	相 模 川	堂 の 川	ミツガシワ ガガブタ		○					イネ ヨシ	○	○					ヨシノボリ	○						トチカズラ コカダモ	○	○					ヒルムシロ タナキモ エビモ	○	○	○		○		科	種	選定理由	ウマノスズクサ ツツジ	ミヤコアオイ イワシ	指定 指定	キク	コバミツバツツジ フジバカマ サワグルマ	指定期間危機種	ユリ	ショウジョウバカマ	指定	ラン	コクラン	指定	ミツガシワ	ガガブタ	R(危急種)	R	レッドデータブック記載種	指定	目	科	種	サケ	サケ科	アマゴ		アユ科	アユ	コイ	コイ科	ニイ			オイカワ カワムツ タカラハヤ ドスウ	スズキ	ドジョウ科 サンショウユ科 ハゼ科	オオクチバ ブルーギル ヨシノボリ ヒラコ 11種	3月	6科	
科 種	建設位置																																																																																										
	三 田 川	狹 川	盛 越 川	浜 川	相 模 川	堂 の 川																																																																																					
ミツガシワ ガガブタ		○																																																																																									
イネ ヨシ	○	○																																																																																									
ヨシノボリ	○																																																																																										
トチカズラ コカダモ	○	○																																																																																									
ヒルムシロ タナキモ エビモ	○	○	○		○																																																																																						
科	種	選定理由																																																																																									
ウマノスズクサ ツツジ	ミヤコアオイ イワシ	指定 指定																																																																																									
キク	コバミツバツツジ フジバカマ サワグルマ	指定期間危機種																																																																																									
ユリ	ショウジョウバカマ	指定																																																																																									
ラン	コクラン	指定																																																																																									
ミツガシワ	ガガブタ	R(危急種)																																																																																									
R	レッドデータブック記載種	指定																																																																																									
目	科	種																																																																																									
サケ	サケ科	アマゴ																																																																																									
	アユ科	アユ																																																																																									
コイ	コイ科	ニイ																																																																																									
		オイカワ カワムツ タカラハヤ ドスウ																																																																																									
スズキ	ドジョウ科 サンショウユ科 ハゼ科	オオクチバ ブルーギル ヨシノボリ ヒラコ 11種																																																																																									
3月	6科																																																																																										

出典・根拠

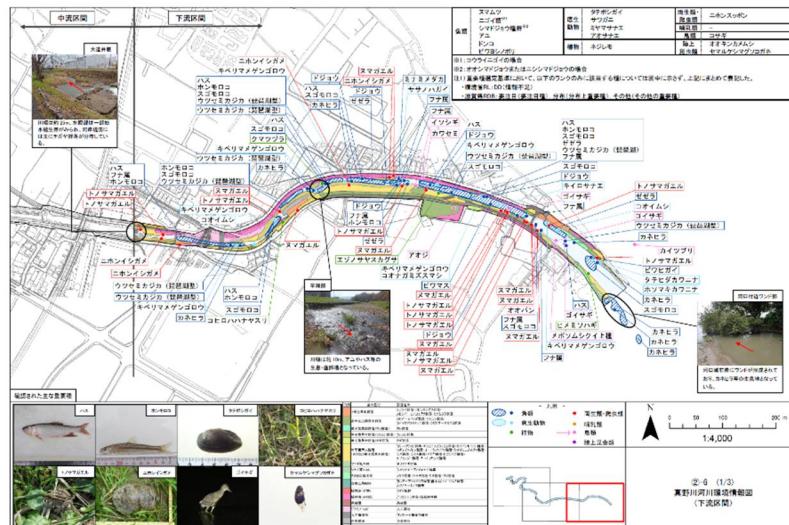


図 真野川河川環境情報図（1）

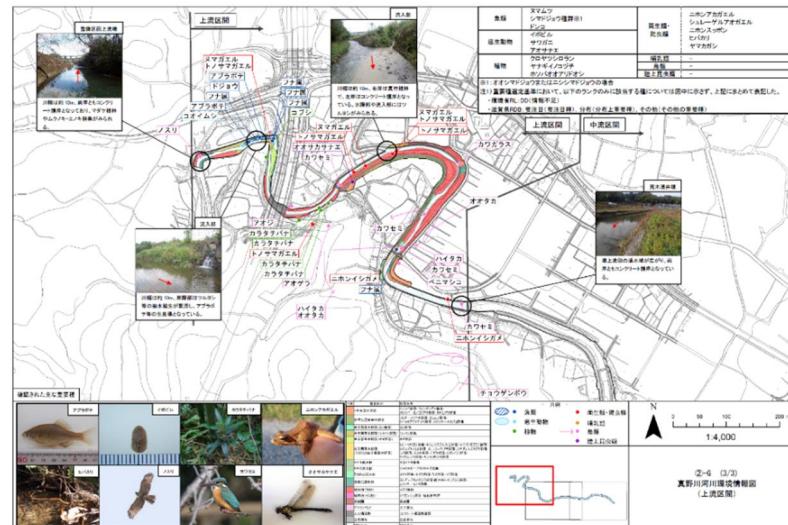


図 真野川河川環境情報図（3）

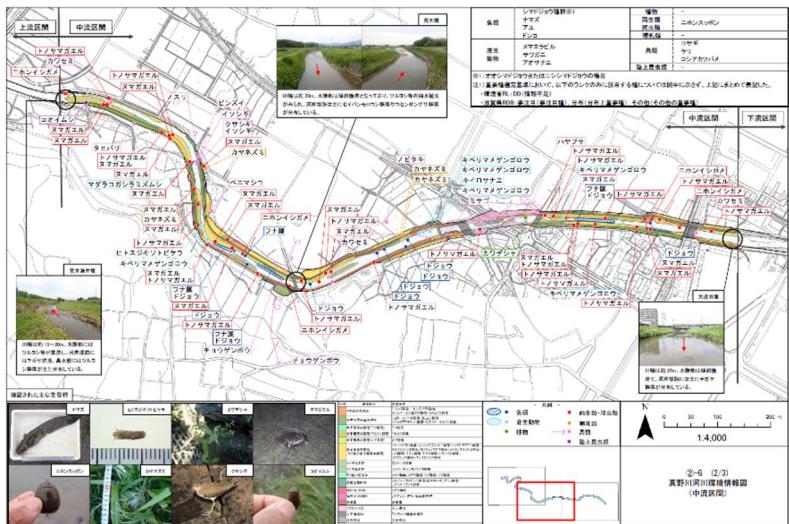


図 真野川河川環境情報図（2）

出典・根拠

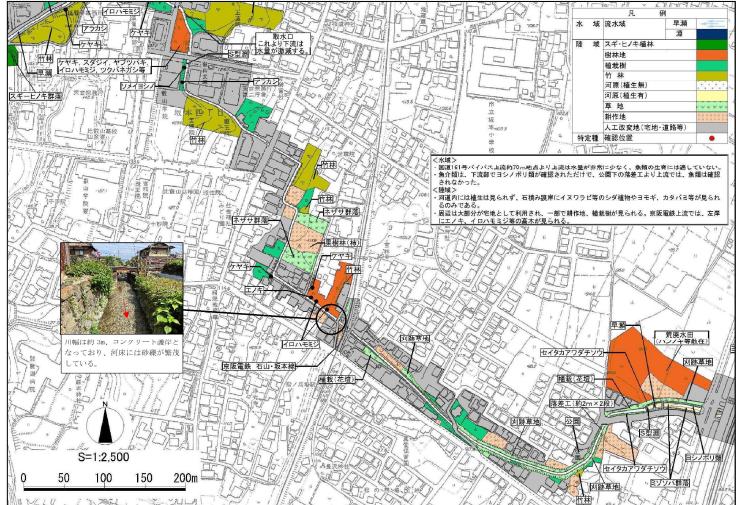


図 藤ノ木川河川環境情報図（1）

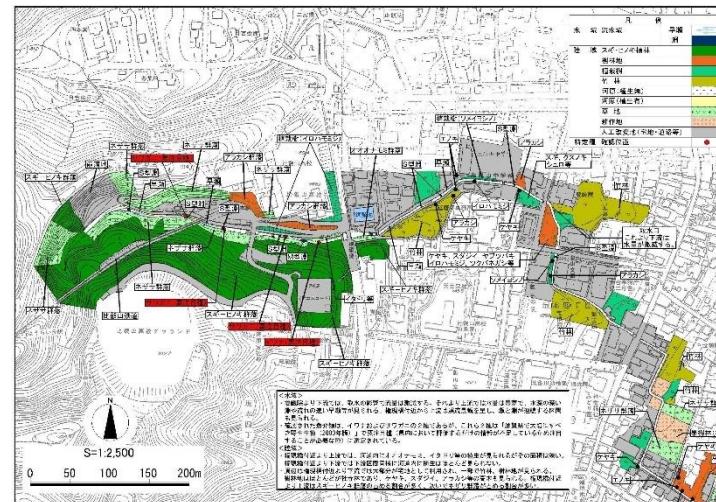


図 藤ノ木川河川環境情報図（3）

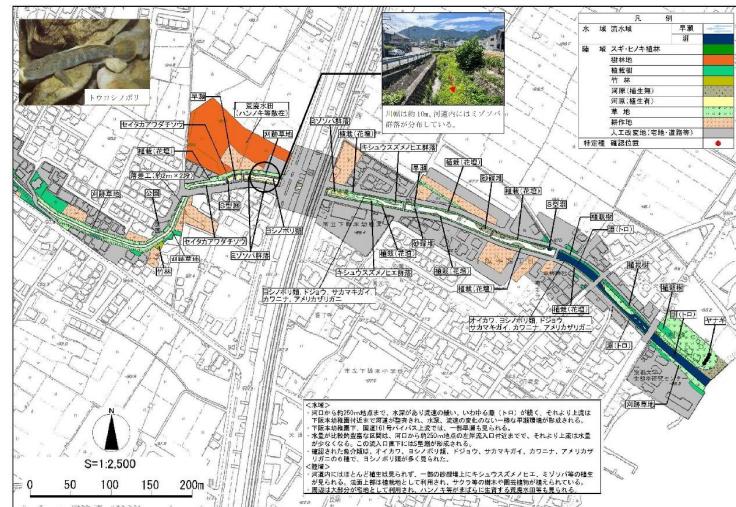


図 藤ノ木川河川環境情報図（2）

出典・根拠

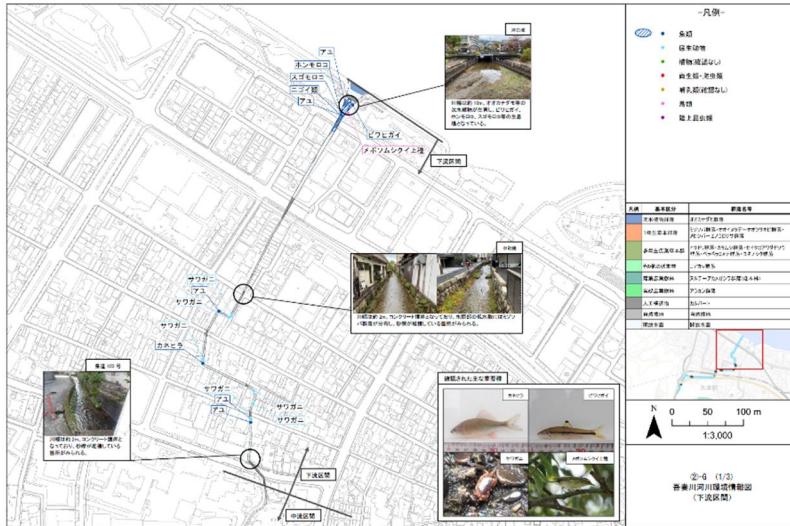


図 吾妻川河川環境情報図（1）

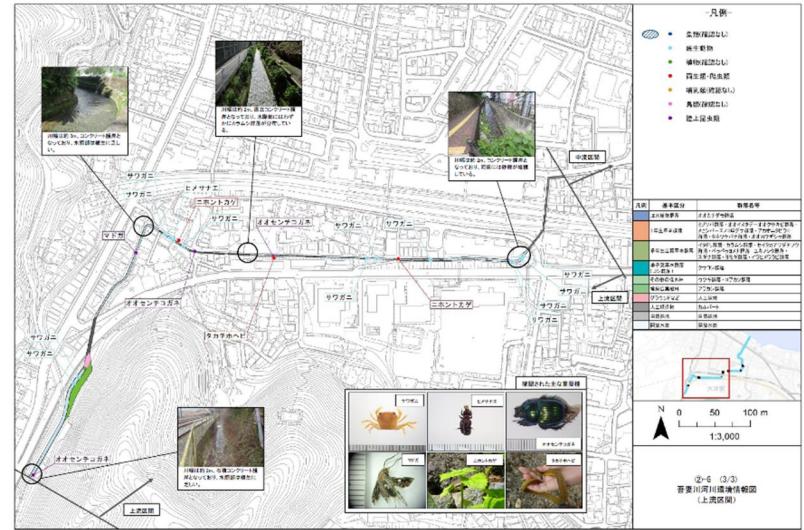


図 吾妻川河川環境情報図（3）

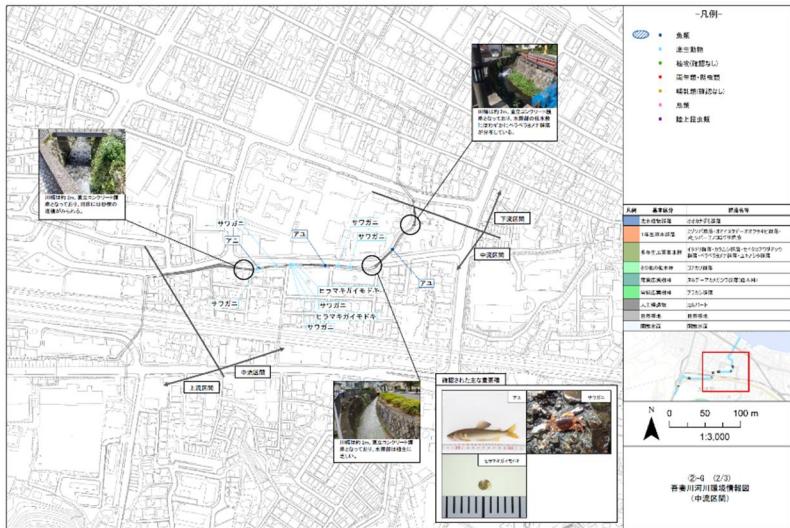


図 吾妻川河川環境情報図（2）

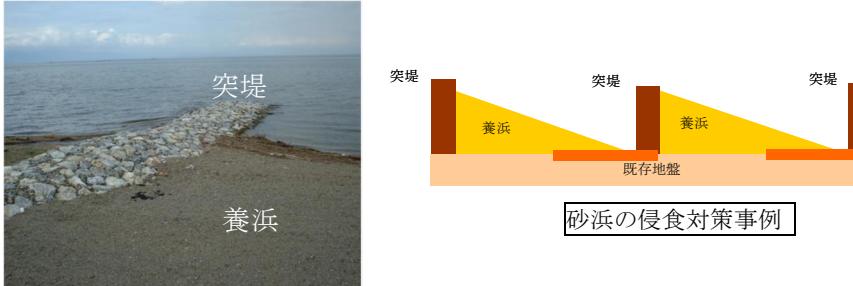
河川整備計画（本文）		出典・根拠																													
<p>(2) 水質</p> <p>圏域内の河川のうち、県指定に該当する「生活環境の保全に関する環境基準」による類型指定を行っている河川は、琵琶湖を始め和邇川、天神川、大宮川、柳川、吾妻川、相模川があります。また、市指定に該当する「河川の水質汚濁に係わる環境上の基準」による類型指定を行っている河川は、滝川、比良川、八屋戸川、天川、喜撰川、真野川、雄琴川、大正寺川、際川、兵田川、盛越川、三田川、多羅川、千丈川があります。</p> <p>琵琶湖は湖沼の AA 類型 (COD1mg/l 以下など) および II 類型 (T-N0.2mg/l 以下、T-P0.01mg/l 以下) に指定されていますが、ほとんどの項目で基準値を満足していません。</p> <p>真野川は A 類型に指定されており、BOD (75%値) の基準値 (BOD2mg/l 以下) を満足しています。</p> <p>吾妻川は AA 類型に指定されており、基準値 (BOD1mg/l 以下) を満足しています。</p> <p>県・市で指定した河川では、BOD (75%値) は基準を満足しており、下水道の普及とともに水質は良好な状態になっているといえます。</p> <p>藤ノ木川については、環境基準の類型指定がされていませんが、市道幹 2120 号線（つくり道）から下流では水量が少なく、家庭雑排水の流入もあることから水質は良好とは言えません。国道 161 号よりも下流では、水量も増えることから、これよりも上流に比べて水質は良好です。</p>		<p align="center">表 生活環境の保全に関する環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="4">基 準 値</th> </tr> <tr> <th>水素イオン 濃度 (pH)</th> <th>生物化学的 酸素要求量 (BOD)</th> <th>浮遊物質量 (SS)</th> <th>溶存酸素量 (DO)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの</td> <td>6.5 以上 8.5 以下</td> <td>1mg/l 以下</td> <td>25mg/l 以下</td> <td>7.5mg/l 以上</td> <td>50MPN/ 100ml 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの</td> <td>6.5 以上 8.5 以下</td> <td>2mg/l 以下</td> <td>25mg/l 以下</td> <td>7.5mg/l 以上</td> <td>1,000MPN/ 100ml 以下</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>真野川</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>吾妻川</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注：横軸：年度を示す -----：環境基準値を示す $(1\text{mg/L} \rightarrow \text{環境基準値 } 1\text{mg/L 以下})$ を示す) ■：滋賀県が環境基準の 類型指定を行っている河川 ■：大津市が環境上の基準に基づき 類型指定を行っている河川</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>北小松浜 近江舞子浜 北比良浜 わに浜 真野川 藤ノ木川 常世川・吾妻川</p> </div>						項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下	A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値																													
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)																										
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml 以下																									
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml 以下																									

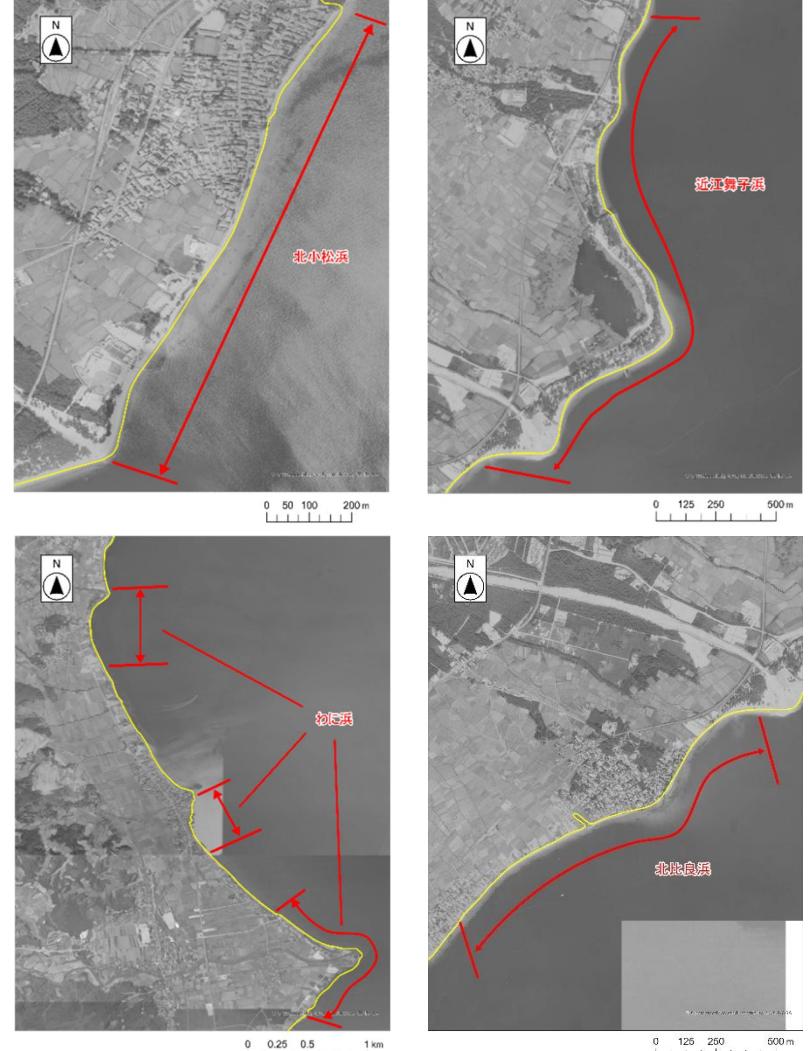
河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(3) 水辺・河川空間利用</p> <p>圏域を流れる河川の上流部の比良山、比叡山一帯は、自然公園として琵琶湖国定公園に、鳥獣保護区として比良山鳥獣保護区、比叡山鳥獣保護区および鳥獣保護区特別保護地区、伊香立鳥獣保護区に指定されており、豊かな自然に恵まれています。一方、下流部は市街地を形成し自然が減少しています。圏域を流れる河川は、古くから人との深い関わりを有しており、現在は、貴重なオープンスペースとしての利用や自然とふれあう空間としての役割を担っています。</p> <p>真野川では、河口付近から真野川大橋下流までの左岸側に植樹された桜並木が約800m程度続き、水と緑の河川環境を特徴づける存在であり、人々の憩いの場ともなっています。また、その他釣りや子供たちの水遊びや、複数の河川愛護団体（3団体）が清掃や保全活動を行うなど、多くの人々に利用されています。</p> <p>藤ノ木川は、川幅が狭く、かつ常時の水量が少ないとことなどから、水辺・河川空間の利用はされていません。しかし、河川愛護団体が清掃や保全活動を行うなど、地域住民が河川に対して強い関心を持っています。</p> <p>常世川・吾妻川では、吾妻川下流の一部分で、親水性に配慮した整備が行われていますが、全体的には、コンクリートや石積み護岸などで水際が画一化されており、水辺・河川空間の利用はされていません。しかし、複数の河川愛護団体（3団体）が清掃や保全活動を行うなど、地域住民が河川に対して強い関心を持っています。</p> <p>相模川、盛越川など8河川の流域の上流は、音羽山地区の歴史的風土保存区域（ちゅうすやすまこうえん）であり、自然景観にあふれており、中流の茶臼山公園などは、地域の人々の憩いの場となっています。三田川や螢の生息している盛越川の上流の一部には親水護岸が整備されており、複数の河川愛護団体により川の清掃活動なども行われています。</p> <p>湖辺域の木の岡ビオトープでは、地域住民、学校関係者、近隣企業関係者、専門家、行政関係者で組織された「おにぐるみの学校」により、自然観察会などの取り組みが行われています。</p>	<p>写真 真野川の水辺・河川空間利用状況</p> <p>写真 藤ノ木川の河道内状況</p> <p>写真 真野川の桜並木</p> <p>写真 常世川を美しくする会の河川清掃状況(常世川現川)</p> <p>清掃前</p> <p>清掃後</p>

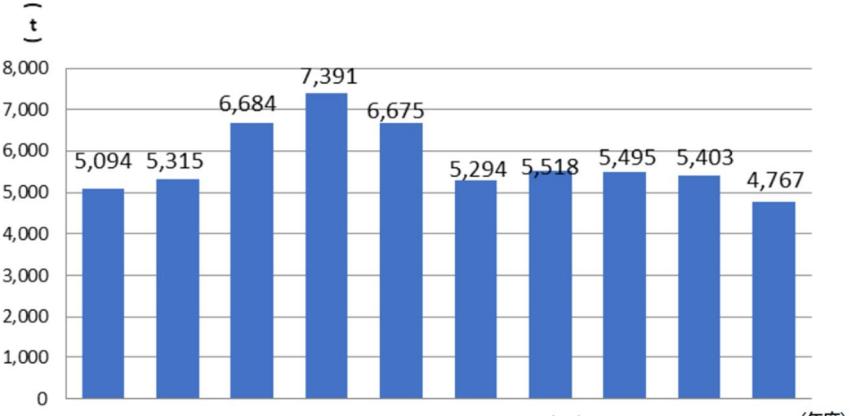
河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題 (琵琶湖に関するこれまでの取り組み)</p> <p>琵琶湖は、面積が 670.25km²あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物などの様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えてます。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種 60 種以上（亜種、変種を含む）が確認されており、1993 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。</p> <p>琵琶湖周辺地域では古くから度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流京阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。</p> <p>当該計画に基づく総合開発事業では、琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るために「保全対策」、淀川および琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための「治水対策」、水資源の有効利用を図る「利水対策」を 3 つの柱として、水資源開発公団（当時、現：水資源機構）が実施する 40m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設などの整備を行う「琵琶湖開発事業」と、国・県・市町などが実施する河川、下水道、水道、土地改良、造林、林道、道路、農業集落排水処理施設などの整備などを行う「地域開発事業」を実施し、事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終結しました。</p> <p>この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設などによって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策などにより渇水時ににおいても大きな被害が生じなくなるなど、流域の治水・利水環境は大幅に向上了し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備などにより流入汚濁負荷量が大きく削減されました。</p>	<p>琵琶湖と人との共生</p> <p>目標すべき姿</p> <p>琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 固有種を含む琵琶湖の豊かな生態系や生物多様性を守る ◆ 健全な水循環の下で人々が豊かな暮らしを営む ◆ 文化的、歴史的にも価値のある琵琶湖地域の伝統、知恵を十分に考慮した文化を育む <p>琵琶湖を「守ること」と「活かすこと」の好循環</p> <p>琵琶湖を「守る」取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖とその周辺には、世界に誇れる価値がたくさんありますが、様々な問題も存在しています。 琵琶湖の価値を守るために、多様な主体による課題解決に向けた取組が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 水質汚濁の防止対策 ■ 水産資源の回復 ■ 外来動植物の防除 ■ 水草の除去 ■ ヨシ群落の保全 ■ 源水林の適正な保全および管理 <p>琵琶湖を「活かす」取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の価値を守りつつ、それを活かした産業や観光などを振興します。 琵琶湖を活かす取組は、琵琶湖の保全再生に対する思いを更に強めることに繋がります。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展 ■ 環境に配慮した農業の普及 ■ 環境関連産業の推進 ■ 山村の再生と林業の成長産業化 ■ 体感・体験による琵琶湖とのふれあい推進 <p>琵琶湖を「支える」取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖保全再生の好循環を作り出すためには、調査研究や多様な人材による支援が必要です。 新たな技術を生み出すこと、琵琶湖について学ぶこと、多様な主体により協働で取り組むことは、琵琶湖の保全再生を更に推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 琵琶湖の水質や生態系に関する継続的な研究 ■ 多様な主体による協働 ■ 体験型環境学習の推進、環境教育への支援

図 琵琶湖保全再生施策に関する計画(第2期)の概要

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化などにより、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全などが緊急の課題となり、平成12年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク21計画」※3を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成27年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）※4を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」※5とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。</p>	

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>具体的な取り組みとしては、湖辺域では河川からの供給土砂の減少などにより、浜がけ（砂浜の後退）が進行していることから、砂浜の侵食対策を目的とした湖岸保全・再生事業を実施してきました。</p> <p>さらに、木の岡ビオトープは、開発の進む市街地の中で良好な自然環境が残され、多種多様な生物の生息・生育空間となっていることから、これを良好な状態で保全し、次世代へ引き継ぐことを目的に地域住民や専門家などと協働しながら保全・利用事業を実施しました。</p> <p>※3) マザーレイク 21 計画 マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 ヶ年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成 23 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、平成 23 年 10 月に改定を行いました。令和 2 年度に「琵琶湖保全再生計画（第 1 期）」と「マザーレイク 21 計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第 2 期）に一元化されました。</p> <p>※4) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画） 多様化する琵琶湖の課題に対応するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法に向けた取組が進められた結果、平成 27 年 9 月 16 日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。これを受け、国は、平成 28 年 4 月 21 日に基本方針を策定し、県は、この基本方針を勘案して、同法第 3 条による法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。令和 3 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、令和 3 年 3 月に改定を行いました。</p> <p>※5) 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画 湖沼の水質保全対策を計画的、総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。また、令和 4 年 3 月には第 8 期計画を策定し、計画に定める対策を実施していくところです。</p>	<p>出典・根拠</p>  <p>砂浜の侵食対策事例</p>  <p>水辺移行帯は自然のままを保全</p> <p>木の岡ビオトープ（平成 21 年完成）</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(湖辺の現状と課題)</p> <p>湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などは、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息場所、湖岸の侵食防止、水質保全など多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成4年3月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することにしました。</p> <p>琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、圃場整備などによる水路形状や土地区画の変化などによって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林などが消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する生物の種類の減少や琵琶湖の固有種を含む在来種の種数や個体数の減少、および侵略性の高い外来種の増加が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。</p> <p>囲域の砂浜区間の内、わに浜・北小松浜・近江舞子浜・北比良浜などでは砂浜の侵食が特に激しく見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起ります。砂浜の後退は、松林などの倒壊や湖岸沿いの土砂の流出(土地の後退)を引き起します。こうしたことから、安定した砂浜やなぎさ線の維持が求められています。</p>	 <p>図 湖岸の変遷(航空写真はS40頃、黄色の線はH17の琵琶湖岸) 出典：国土数値情報、地理院地図</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠																						
<p>一方、近年、琵琶湖（特に南湖）において水草の大量繁茂が恒常化し、琵琶湖本来の生態系が大きく変貌して、人間活動に対しても様々な悪影響が発生しています。水草の大量繁茂による漁業障害、航行障害、生活環境、湖沼環境への悪影響を早急に軽減するために、水草の表層刈取りや根こそぎ除去を実施しています。また、刈取除去した水草は堆肥化を行って一般の方に無料配布したり、企業等の取り組む水草の繁茂抑制や有効利用の新技術開発への支援を行い、対策の高度化を図っています。</p>	<p>出典・根拠</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H25</td><td>5,094</td></tr> <tr><td>H26</td><td>5,315</td></tr> <tr><td>H27</td><td>6,684</td></tr> <tr><td>H28</td><td>7,391</td></tr> <tr><td>H29</td><td>6,675</td></tr> <tr><td>H30</td><td>5,294</td></tr> <tr><td>H31(R1)</td><td>5,518</td></tr> <tr><td>R2</td><td>5,495</td></tr> <tr><td>R3</td><td>5,403</td></tr> <tr><td>R4</td><td>4,767</td></tr> </tbody> </table> <p>※表層刈取り・根こそぎ除去の合計</p>   <p>刈取船による水草刈取り 漁船と貝曳き漁具による水草の根こそぎ除去</p>   <p>刈取除去した水草の堆肥化 水草堆肥の無料配布</p> <p>出典：滋賀の環境 2023（令和5年版環境白書）P34</p>	年度	量 (t)	H25	5,094	H26	5,315	H27	6,684	H28	7,391	H29	6,675	H30	5,294	H31(R1)	5,518	R2	5,495	R3	5,403	R4	4,767
年度	量 (t)																						
H25	5,094																						
H26	5,315																						
H27	6,684																						
H28	7,391																						
H29	6,675																						
H30	5,294																						
H31(R1)	5,518																						
R2	5,495																						
R3	5,403																						
R4	4,767																						

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																						
<p>2. 河川整備計画の目標に関する事項</p> <p>2.1 計画対象期間、計画対象河川</p> <p>本河川整備計画の対象期間は概ね 20 年間とします。</p> <p>また、対象とする河川は、直轄管理区間を除き琵琶湖を含む圏域内の全ての一級河川（52 河川）とします。そのうち真野川、藤ノ木川、常世川・吾妻川は計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け（滋賀県中長期整備実施河川の検討）の結果を踏まえて設定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間：整備計画期間中に整備を実施する区間 ・整備時期検討区間：整備の実施時期を検討する区間 <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川ランク</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ランク河川</td> <td>藤ノ木川、真野川</td> </tr> <tr> <td>B ランク河川</td> <td>常世川・吾妻川</td> </tr> </tbody> </table> <p>A ランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川 B ランク河川：緊急性の観点からは A ランクの次に整備実施を必要とする河川</p> <p>本整備計画は、令和 5 年度の社会状況・自然環境、および河道状況などに基づき策定するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩などにより適宜見直しを行うものとします。</p>	河川ランク	河川名	A ランク河川	藤ノ木川、真野川	B ランク河川	常世川・吾妻川	<p>滋賀県では、河川の大きさ、想定氾濫区域内の人口や面積、資産といった指標を総合的に判断して、洪水防御の長期的な河川の整備目標を定めています。</p> <p>これまで、県は、河川の整備を進めてきましたが、依然として県内の多くの河川の治水安全度は、低い状況にあります。長期的な河川の整備目標を達成するためには、相当の時間と事業費を要します。</p> <p>このため、県土全体の治水安全度の均衡に配慮しつつ、効率的・効果的に事業効果を発現させるため、河川の整備は段階的に整備することとしています。</p> <p>具体的には、下表のとおり、河川ごとに「長期的な河川の整備目標」を定めるとともに、「当面の整備目標」を定めています。</p> <p>本河川整備計画では、当面の整備目標の達成に向けた具体的な整備内容を記載しています。</p> <p>【滋賀県中長期整備実施河川の検討結果】</p> <p>① A ランク河川及び概ね今後 20 年間の整備を想定する区間</p> <p>○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予算や河川の状況を踏まえて、概ね今後 20 年間の整備を想定する区間を示したものですが、今後、河川毎の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。（※①）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管内</th> <th rowspan="2">河川名（※②）</th> <th rowspan="2">概ねの流域面積（km²）</th> <th rowspan="2">整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要</th> <th colspan="4">概ね今後 20 年間の整備を想定する区間（※①）</th> <th rowspan="2">長期的な河川の整備目標</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>延長の目安 ※③（km）</th> <th>概ねの現況 安全度（※④）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業中河川</td> <td>藤ノ木川</td> <td>2.6 河口から 概ね 0.7km</td> <td>大津市坂本3丁目</td> <td>0.6 ※③</td> <td>1/50 (密集市街地)</td> <td>1/50</td> </tr> <tr> <td>真野川</td> <td>18.8 無</td> <td>大津市今堅田3丁目 (河口部)</td> <td>1.0</td> <td>1/3 約 1/10</td> <td>1/50</td> </tr> <tr> <td>大津放水路（※⑤）</td> <td>9.6 概ね 2.2km</td> <td>大津市真野5丁目 瀬田川合流から</td> <td>2.3</td> <td>— (トンネル河川)</td> <td>1/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>○本表は、管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②） ○現況安全度は、LP（レーザーブロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したもの。（※③） ○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の拡幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によって、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施（※④） ○大津放水路は、国が計画している事業。（※⑤）</p>	管内	河川名（※②）	概ねの流域面積（km ² ）	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後 20 年間の整備を想定する区間（※①）				長期的な河川の整備目標	起点	終点	延長の目安 ※③（km）	概ねの現況 安全度（※④）	事業中河川	藤ノ木川	2.6 河口から 概ね 0.7km	大津市坂本3丁目	0.6 ※③	1/50 (密集市街地)	1/50	真野川	18.8 無	大津市今堅田3丁目 (河口部)	1.0	1/3 約 1/10	1/50	大津放水路（※⑤）	9.6 概ね 2.2km	大津市真野5丁目 瀬田川合流から	2.3	— (トンネル河川)	1/100
河川ランク	河川名																																						
A ランク河川	藤ノ木川、真野川																																						
B ランク河川	常世川・吾妻川																																						
管内	河川名（※②）	概ねの流域面積（km ² ）	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後 20 年間の整備を想定する区間（※①）				長期的な河川の整備目標																															
				起点	終点	延長の目安 ※③（km）	概ねの現況 安全度（※④）																																
事業中河川	藤ノ木川	2.6 河口から 概ね 0.7km	大津市坂本3丁目	0.6 ※③	1/50 (密集市街地)	1/50																																	
	真野川	18.8 無	大津市今堅田3丁目 (河口部)	1.0	1/3 約 1/10	1/50																																	
	大津放水路（※⑤）	9.6 概ね 2.2km	大津市真野5丁目 瀬田川合流から	2.3	— (トンネル河川)	1/100																																	

河川整備計画（本文）	出典・根拠																				
	<p>③ Bランク河川のうち現在事業実施中河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間</p> <p>○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予算や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したものですが、今後、河川毎に一定の事業効果を発現が得られる区間までの事業の進め方など検討し、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">管内</th> <th rowspan="2">河川名（※2）</th> <th rowspan="2">概ねの流域面積又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要（km²）</th> <th colspan="4">概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①）</th> <th rowspan="2">長期的な河川の整備目標</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>終点</th> <th>延長の目安（km）</th> <th>概ねの現況安全度（※3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津</td> <td>常世川・吾妻川</td> <td>3.4 河口から 概ね0.8km</td> <td>大津市梅林1丁目</td> <td>大津市梅林1丁目</td> <td>※4 0.2</td> <td>1/3</td> <td>1/100 （トンネル河川）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○本表は、管内毎に五十音順に並べたもので優先順位を示すものではありません。（※2） ※5 大宮川記載なし。</p> <p>○現況安全度は、LP(レーザーブロファイラー) 横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したもの。（※3）</p> <p>○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の拡幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によって、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施（※4）</p> <p style="text-align: right;">出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成20年10月 ※6 『滋賀県の河川整備方針』平成22年1月 ※7</p> <p>※1、※2、※3、※4 の部分について、整備計画では滋賀県中長期整備実施河川の検討結果（平成20年10月）より変更しています。 ※1、※2（藤ノ木川）は地域の意向や市街化の状況等から放水路計画（0.6km、1/50）を現川改修（0.4km、1/10）に変更しています。 ※3（真野川）は整備の実施状況を考慮して1.0kmを3.1kmに変更しています。 ※4（常世川・吾妻川）は0.2km延伸することとしていましたが、平成25年台風18号をうけて本整備計画を変更して1.1kmを「整備実施区間」にすることとしています。 ※5（大宮川）については整備完了のため、計画対象河川から削除しています。 ※6『滋賀県中長期整備実施河川の検討』では、計画的に整備に取り組む河川を選定しています。選定された河川は、上記表のとおりです。 ※7『滋賀県の河川整備方針』では、滋賀県の一級河川の長期的な河川の整備目標を定めています。河川ごとの長期的な整備目標は、上記表右欄のとおりです。</p>	管内	河川名（※2）	概ねの流域面積又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要（km ² ）	概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①）				長期的な河川の整備目標	起点	終点	延長の目安（km）	概ねの現況安全度（※3）	大津	常世川・吾妻川	3.4 河口から 概ね0.8km	大津市梅林1丁目	大津市梅林1丁目	※4 0.2	1/3	1/100 （トンネル河川）
管内	河川名（※2）				概ねの流域面積又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要（km ² ）	概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①）				長期的な河川の整備目標											
		起点	終点	延長の目安（km）		概ねの現況安全度（※3）															
大津	常世川・吾妻川	3.4 河口から 概ね0.8km	大津市梅林1丁目	大津市梅林1丁目	※4 0.2	1/3	1/100 （トンネル河川）														

河川整備計画（本文）		出典・根拠																			
2.2 計画の目標																					
2.2.1 洪水による災害の防止または軽減に関する事項																					
<p>本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km²以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km²未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境などを考慮して目標規模を設定します。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1185 306 1282 879" style="text-align: center;">滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川</td><td data-bbox="1282 306 1477 879" style="text-align: center;">現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。</td><td data-bbox="1477 306 1828 879" style="text-align: center;">当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川 ■暫定規模（整備計画レベル） 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 ■戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模（基本方針レベル） 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定</td><td data-bbox="1828 306 2052 879"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1185 600 1282 879" style="text-align: center;">気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方</td><td data-bbox="1282 600 1477 879" style="text-align: center;">上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは行う必要はない。</td><td data-bbox="1477 600 1603 879" style="text-align: center;">新規に治水計画を立案する河川</td><td data-bbox="1603 600 1729 879" style="text-align: center;">暫定整備完了の目途が立っている河川</td><td data-bbox="1729 600 1828 879" style="text-align: center;">暫定整備中の河川</td><td data-bbox="1828 600 2052 879" style="text-align: center;">まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速させ、当該河川全体の暫定整備が完了した段階で、気候変動を踏まえた治水計画に見直すこととする。ただし、気候変動を踏まえた治水計画を検討し、その結果、できるだけ手戻りのない整備が可能なであれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていく。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1185 879 1282 879" style="text-align: center;">備考</td><td data-bbox="1282 879 1477 879" style="text-align: center;">比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川</td><td data-bbox="1477 879 1603 879" style="text-align: center;">大戸川*</td><td data-bbox="1603 879 1729 879" style="text-align: center;">芹川</td><td data-bbox="1729 879 1828 879" style="text-align: center;"></td><td data-bbox="1828 879 2052 879" style="text-align: center;">野洲川、日野川、余呉川、姉川、高時川、天野川、安曇川、石田川</td></tr> </table>				滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川	現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。	当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川 ■暫定規模（整備計画レベル） 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 ■戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模（基本方針レベル） 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定		気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方	上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは行う必要はない。	新規に治水計画を立案する河川	暫定整備完了の目途が立っている河川	暫定整備中の河川	まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速させ、当該河川全体の暫定整備が完了した段階で、気候変動を踏まえた治水計画に見直すこととする。ただし、気候変動を踏まえた治水計画を検討し、その結果、できるだけ手戻りのない整備が可能なであれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていく。	備考	比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川	大戸川*	芹川		野洲川、日野川、余呉川、姉川、高時川、天野川、安曇川、石田川
滋賀県降雨強度式により外力を設定している河川	現行の降雨強度式から算定される外力は、分析の結果、気候変動に伴う降雨量の増分を包含していることから、気候変動考慮後も、現行の降雨強度式から算定される外力を用いる。	当該流域の降雨特性を考慮して外力を設定している河川 ■暫定規模（整備計画レベル） 【戦後最大実績洪水を採用している河川】 2010年までの代表洪水の降雨波形を降雨量変化倍率で引き延ばした波形、もしくは2011年以降の代表洪水の降雨波形から算定されるピーク流量を算定し、それらを比較検討のうえ、整備計画流量を算定 ■戦後最大確率洪水を採用している河川】 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として整備計画流量を算定 ■計画規模（基本方針レベル） 2010年までの雨量標本を用いた水文統計解析により確率雨量を算定し、これに降雨量変化倍率を乗じたものを気候変動考慮後の計画降雨量として基本高水と計画高水を算定																			
気候変動を踏まえた治水計画見直しの考え方	上記により、気候変動に伴う治水計画の見直しは行う必要はない。	新規に治水計画を立案する河川	暫定整備完了の目途が立っている河川	暫定整備中の河川	まずは、現行の河川整備計画に位置付けているメニューの整備を加速させ、当該河川全体の暫定整備が完了した段階で、気候変動を踏まえた治水計画に見直すこととする。ただし、気候変動を踏まえた治水計画を検討し、その結果、できるだけ手戻りのない整備が可能なであれば、整備計画変更のタイミングでの計画への位置付けを考えていく。																
備考	比較的流域面積の小さい県内の多くの一級河川	大戸川*	芹川		野洲川、日野川、余呉川、姉川、高時川、天野川、安曇川、石田川																
※国が計画している大戸川ダムの上流区間																					
県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方 R4.10 滋賀県土木交通部流域政策局																					

河川整備計画（本文）	河川整備計画（本文）
<p>真野川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は河口地点で $170\text{m}^3/\text{s}$ とします。</p> <p>藤ノ木川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は京阪電車石山坂本線下流地点で $20\text{m}^3/\text{s}$ とします。</p>	<p style="text-align: right;">(単位：m^3/s)</p> <p>整備時期検討区間 $L=2.2\text{km}$</p> <p>整備実施区間 $L=3.1\text{km}$</p> <p>県道高島大津線 JR湖西線 横田川 琵琶湖</p> <p>世渡川 沢川 融川 国道477号 国道161号 国道477号 琵琶湖大橋</p> <p>90 → 130 → 140 → 170 → 170 → 170 → 真野川</p> <p>真野川 計画流量配分図</p>
	<p style="text-align: right;">(単位：m^3/s)</p> <p>整備実施区間 $L=0.4\text{km}$</p> <p>実施済み区間 $L=1.1\text{km}$</p> <p>市道幹2120号線 石京山坂電本車線 国道161号 JR湖西線 高島大津線 藤ノ木川 琵琶湖</p> <p>20 → 25 → 30 → 藤ノ木川</p> <p>藤ノ木川 計画流量配分図</p>

河川整備計画（本文）

常世川・吾妻川においては、トンネル河川の特殊性や技術基準により、100年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるように整備を行います。計画高水流量は、河口から500mの地点で50m³/s（常世川10m³/s、吾妻川40m³/s）とします。

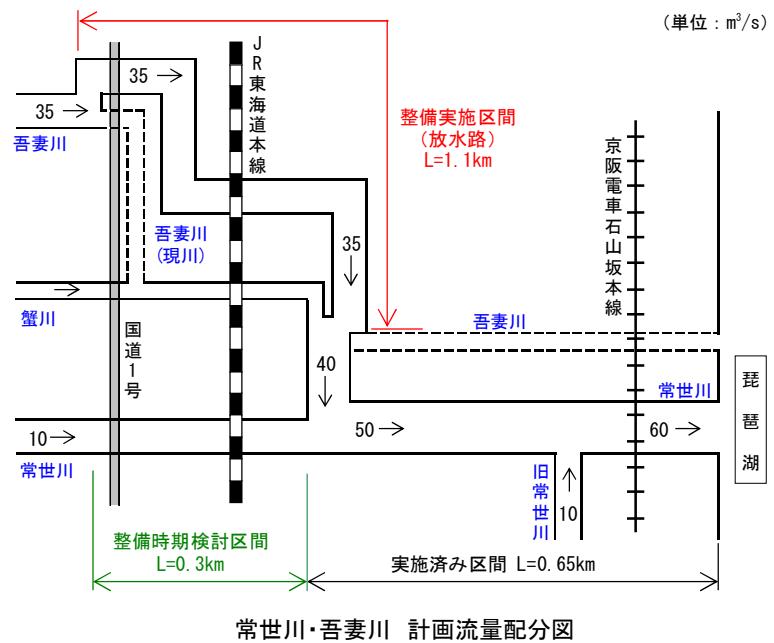
相模川、盛越川など8河川については、国の直轄事業である大津放水路との連携を図ります。

なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物などの重要構造物の施工にあたって、関係機関などと協議、調整を図り、将来計画に手戻りがないよう実施します。

※6) 滋賀県流域治水基本方針（平成24年3月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年3月公布）

流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。

出典・根拠



河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>圏域内の河川は、主に農業用水として利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境となっています。</p> <p>このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めます。</p> <p>また、河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。</p> <p>2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>圏域内の河川は、豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類など、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。このことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。</p> <p>人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうるおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となるなど重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。</p> <p>河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と滋賀県が進める「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、滋賀県が学識経験者などに委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民などの意見・助言を得て進めます。</p> <p>なお、河川整備により旧河道が生じる場合は、地域住民との協働のもと、河川環境の整備と保全を考慮し、その利活用を検討します。</p> <p>また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラを推進することとしており、本県においても、国や都道府県の事例等も参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。</p>	<p>1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、淡海の川づくりの一端を担う河川管理者は、以下を目指とすることとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>“流域の特性に応じた適切な治水安全度を確保すること”とあわせて、 “かつて2次的自然状態の河川環境が有していた機能を保全・再生”する。</p> </div> <p>具体的には、“計画高水流量をより安全に流下させる河積”をもち、かつ、“自然の営力により、それぞれの川が本来有るべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道”を実現できる河道計画を立案するよう努めなければならない。</p> <p>近年では、河川環境の再生技術の進展に伴い、十分ではないもののある程度の知見が蓄積されつつある。また、直轄管理河川では、綿密な調査や検討を経て河川改修が実施されているが、予算規模が限られている県管理の中小河川では同レベルの検討はできない状況にある。しかし、人々の生活の身近にあって、人為的行為の影響を敏感に受けってきた中小河川においてこそ、再生が強く望まれているという現実もある。</p> <p>そこで本手引きでは、これまで蓄積された河川環境の再生ための知見を最大限活用することに念頭に、中小河川における治水・河川環境の区別のない具体的な河道計画の手法を述べていく。</p> <p>出典：設計便覧（案）第2編河川編の運用事項（平成19年12月）滋賀県土木交通部 第3編計画 第2章河道計画 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿（P3）</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項</p> <p>琵琶湖の生物の生息・生育環境や白砂青松^{はくしゃせいしう}で知られる砂浜湖岸やヨシ帯など琵琶湖固有の景観を保全するため、湖辺域の失われた砂浜や湿地帯の保全・再生を実施します。</p> <p>(湖辺の保全)</p> <p>滋賀県は、豊かな自然の中で、多様な生物の営みによって、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖をあるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。</p> <p>砂浜の保全・再生に関して、湖岸の砂浜侵食が著しい区間については、侵食を抑制するのみではなく、前浜を積極的に回復することにより、湖岸の昔の姿を取り戻したり、近づけることで、琵琶湖の原風景の保全・再生を図ります。</p> <p>なお、取り組むに当たっては、湖辺域の水域と陸域との推移帶(エコトーン)が多様な生物の生息場所となっていることから連続性や拠点の確保、自然性の高い湖辺の保全、地域の歴史的・文化的環境に配慮して、地域にふさわしい湖辺となるように、保全・再生を図り、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。あわせて、琵琶湖における湖沼環境の悪影響を軽減するための水草対策を、必要に応じて実施します。</p>	

河川整備計画（本文）			出典・根拠																		
<h3>2.3 整備実施区間・整備時期検討区間</h3> <p>(1) 河川整備に係る整備実施区間・整備時期検討区間</p> <p>「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従い、近年において家屋の浸水被害が発生した河川や想定される氾濫原において、宅地・工場など市街化が進展している河川、または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“整備時期検討区間”とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。 ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。 			<p>The map illustrates the implementation zones (整備実施区間) and review zones (整備時期検討区間) for several rivers in the region. Key areas labeled include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 北小松浜 (Kita-Komatsu Beach) - Implementation zone L=1.4 km 近江舞子浜 (Otsu-Muzo Beach) - Implementation zone L=1.8 km 北比良浜 (Kita-Hirayama Beach) - Implementation zone L=1.3 km わに浜 (Wani Beach) - Implementation zone L=0.2 km 整備時期検討区間 (Implementation Review Zone) L=2.2 km 整備実施区間 (Implementation Zone) L=0.2 km 整備実施区間 (Implementation Zone) L=0.7 km 藤ノ木川 (Fujinoki River) - Implementation zone L=0.4 km 吾妻川 (Kawachi River) - Implementation zone L=1.1 km 常世川 (Kōsei River) - Implementation zone L=0.3 km 整備時期検討区間 (Implementation Review Zone) L=0.3 km <p>A compass rose is located in the top left corner of the map area.</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区間（起点～終点）</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">真野川</td> <td>整備実施区間</td> <td>大津市今堅田3丁目（河口部） ～大津市真野家田町（北海橋）</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>整備時期検討区間</td> <td>大津市真野家田町（北海橋） ～大津市伊香立南庄町</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>藤ノ木川</td> <td>整備実施区間</td> <td>大津市坂本3丁目～大津市坂本4丁目</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">常世川 ・吾妻川</td> <td>整備実施区間</td> <td>大津市梅林1丁目～大津市逢坂1丁目</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>整備時期検討区間</td> <td>大津市梅林1丁目 ～大津市朝日が丘1丁目</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区間（起点～終点）		延長 (km)	真野川	整備実施区間	大津市今堅田3丁目（河口部） ～大津市真野家田町（北海橋）	3.1	整備時期検討区間	大津市真野家田町（北海橋） ～大津市伊香立南庄町	2.2	藤ノ木川	整備実施区間	大津市坂本3丁目～大津市坂本4丁目	0.4	常世川 ・吾妻川	整備実施区間	大津市梅林1丁目～大津市逢坂1丁目	1.1	整備時期検討区間	大津市梅林1丁目 ～大津市朝日が丘1丁目
河川名	区間（起点～終点）	延長 (km)																			
真野川	整備実施区間	大津市今堅田3丁目（河口部） ～大津市真野家田町（北海橋）	3.1																		
	整備時期検討区間	大津市真野家田町（北海橋） ～大津市伊香立南庄町	2.2																		
藤ノ木川	整備実施区間	大津市坂本3丁目～大津市坂本4丁目	0.4																		
常世川 ・吾妻川	整備実施区間	大津市梅林1丁目～大津市逢坂1丁目	1.1																		
	整備時期検討区間	大津市梅林1丁目 ～大津市朝日が丘1丁目	0.3																		

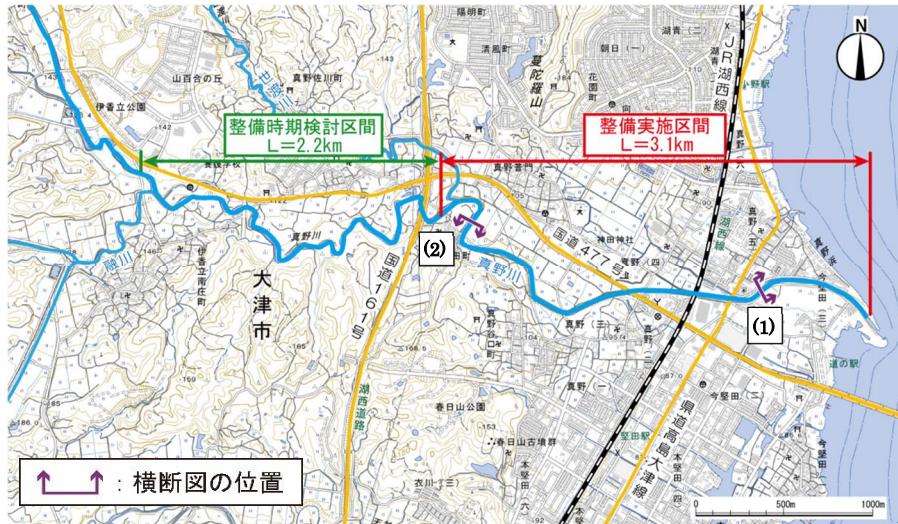
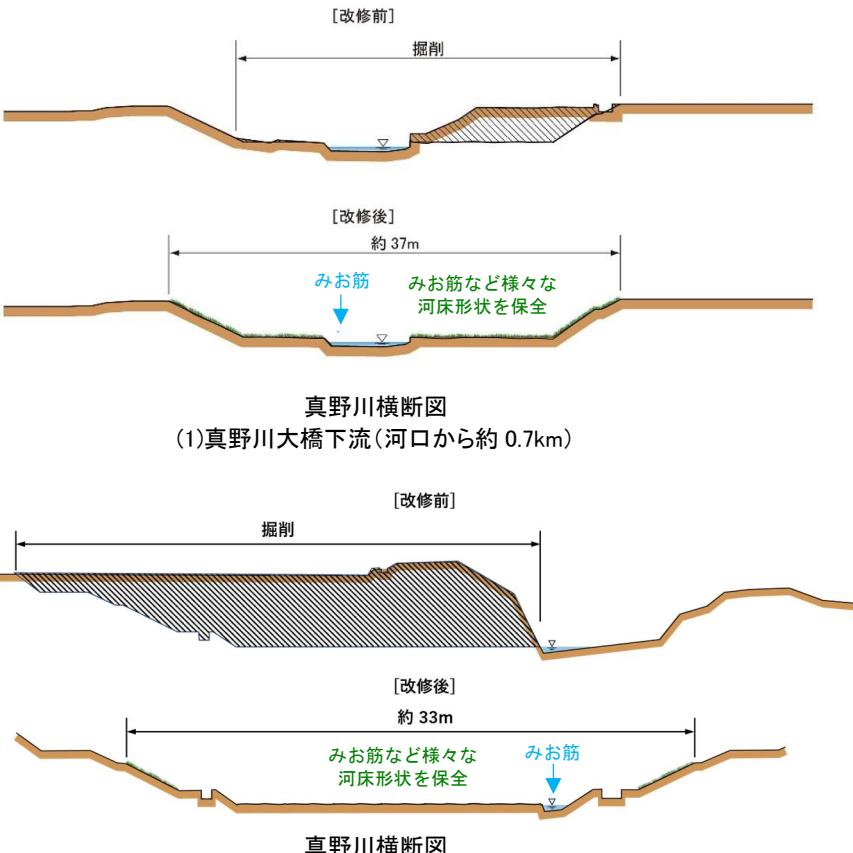
なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大などを実施します。

また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

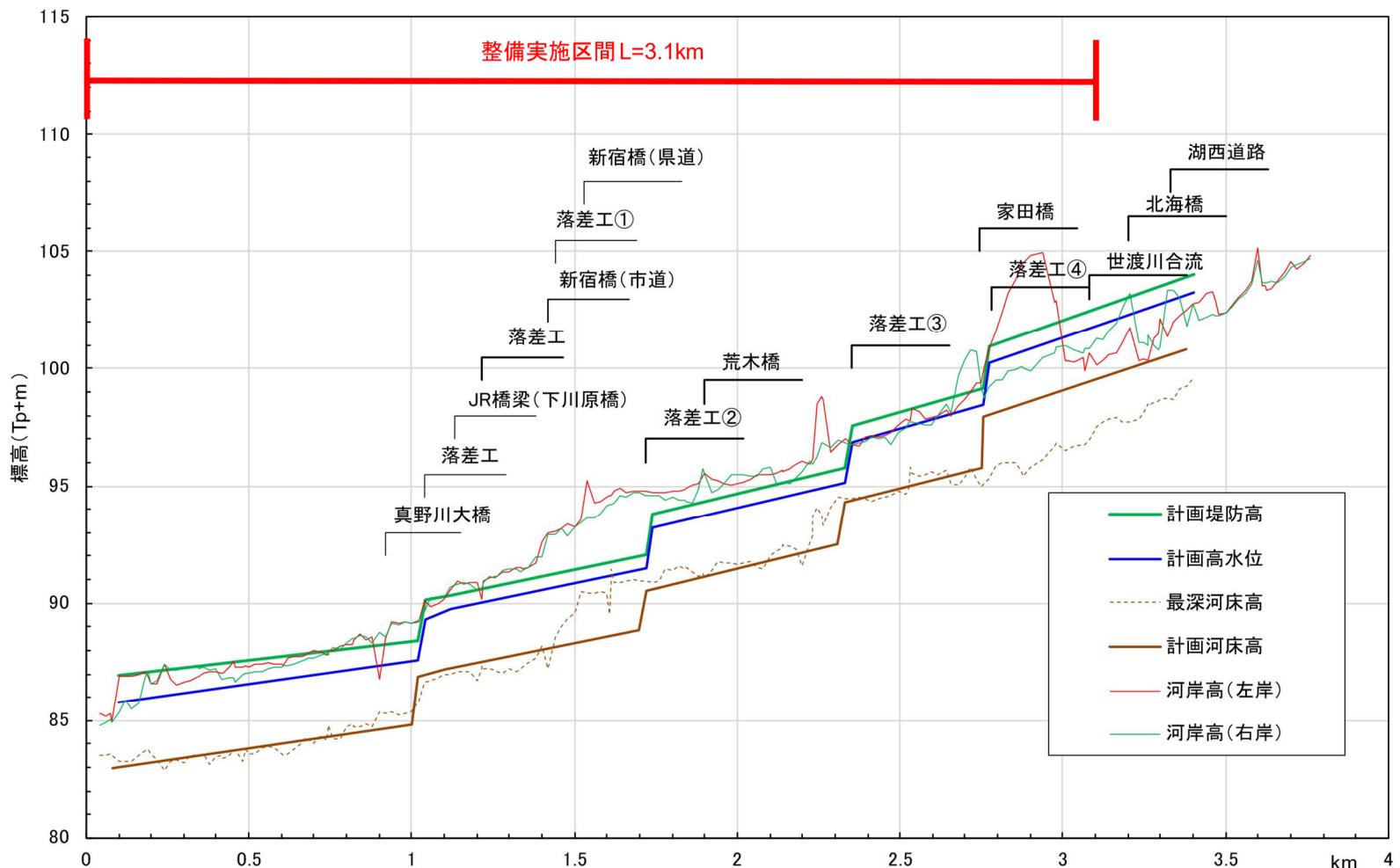
図 整備実施区間・整備時期検討区間

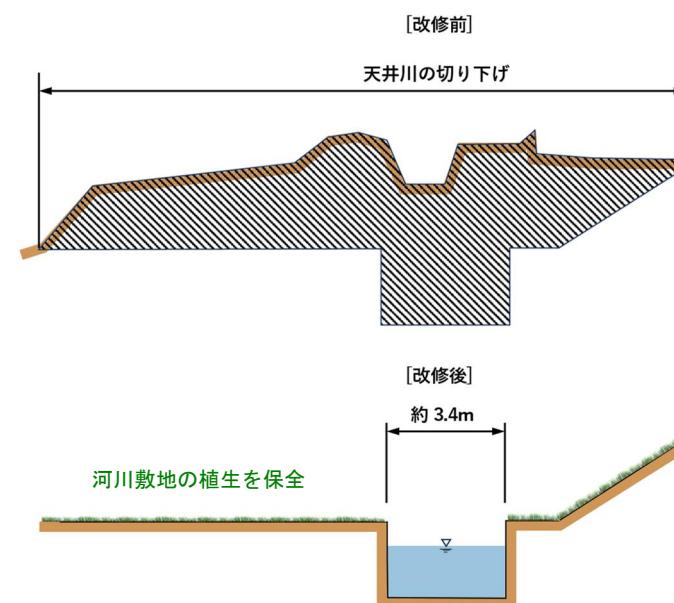
河川整備計画（本文）	出典・根拠															
<p>(2) 湖辺の保全に係る整備実施区域</p> <p>「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2.2.4)」に従い、琵琶湖の自然的環境・景観保全上、改善を必要とする区間や侵食の著しい区間にについて、湖辺の保全対策を実施します。</p> <p style="text-align: center;">湖辺の保全に係る整備実施区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>区域</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わに浜</td> <td>大津市和邇今宿～ 大津市八屋戸</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>北小松浜</td> <td>大津市北小松</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>近江舞子浜</td> <td>大津市南小松</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>北比良浜</td> <td>大津市北比良</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記区域以外の湖岸において、砂浜の急速な後退が見られる場合は、保全対策を実施します。</p>	地区名	区域	延長 (km)	わに浜	大津市和邇今宿～ 大津市八屋戸	1.1	北小松浜	大津市北小松	1.4	近江舞子浜	大津市南小松	1.8	北比良浜	大津市北比良	1.3	
地区名	区域	延長 (km)														
わに浜	大津市和邇今宿～ 大津市八屋戸	1.1														
北小松浜	大津市北小松	1.4														
近江舞子浜	大津市南小松	1.8														
北比良浜	大津市北比良	1.3														

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>3. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>3.1 河川工事の目的、種類および施工場所</p> <p>河川整備は、「洪水による災害の発生の防止または軽減に関する事項(2.2.1)」に従いつつ、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項(2.2.2)」および「河川環境の整備と保全に関する事項(2.2.3)」を踏まえて実施します。</p> <p>河川の工事に際しては、河道状況や流域の特性に応じて、自然の營力により、それぞれの川が本来有するべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道の創出や、上下流における連続性の確保ができるように努めます。なお、掘削に伴う発生土や伐採した樹木などは、再利用に努めるなど適切に処理します。以下に各河川の概要、平面図、横断図を示します。</p>	

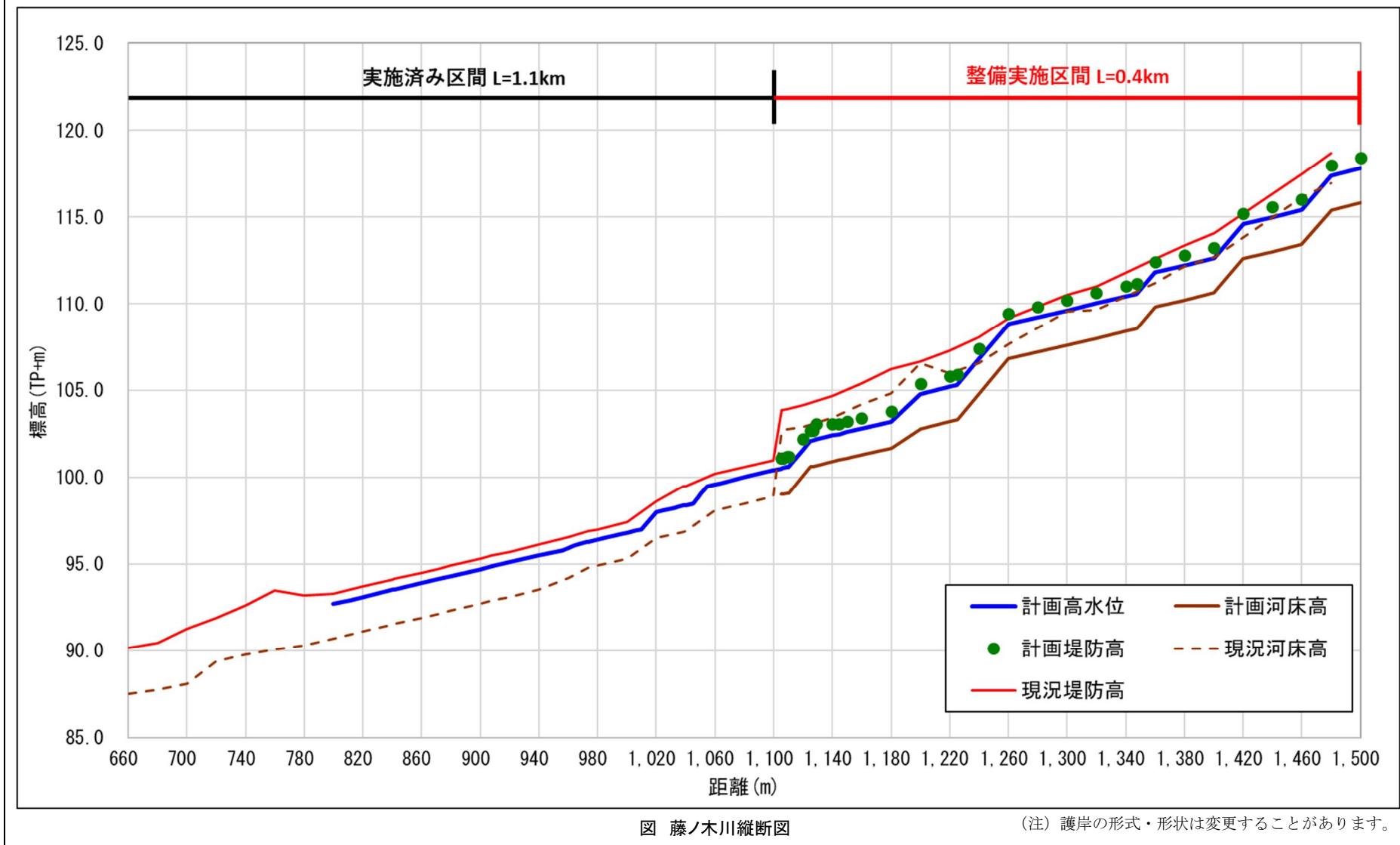
河川整備計画（本文）	河川整備計画（本文）
<p>3.1.1 真野川</p> <p>真野川の河川改修では、引き堤と掘削による河道拡幅を行うとともに、橋梁の架け替えなどを行います。</p> <p>真野川では、地域住民が川の将来像を考える、住民参加会議「真野川川づくり会議」が開催されました。会議では活発な意見交換が行われ、治水、利水、自然環境、水環境、河川利用、維持管理などの視点から「真野川の川づくりに対する提言」がまとめられました。</p> <p>真野川の河川整備では、河道特性に応じた瀬・淵・みお筋の形成の促進、護岸の緩傾斜化による良好な推移帶（エコトーン）の形成や生物の移動性への配慮など、川づくり会議での提言を踏まえた整備を進めていきます。</p>  <p>真野川 平面図 出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画（本文）</p>  <p>真野川横断図 (1) 真野川大橋下流（河口から約0.7km）</p> <p>真野川横断図 (2) 家田橋上流（河口から約2.7km）</p> <p>（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。</p>

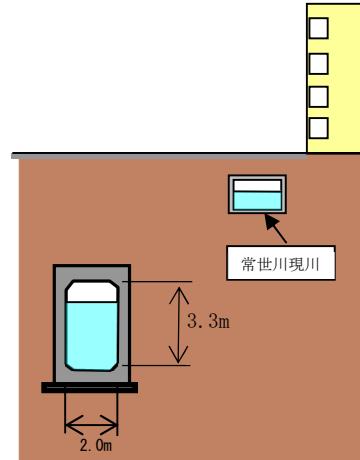
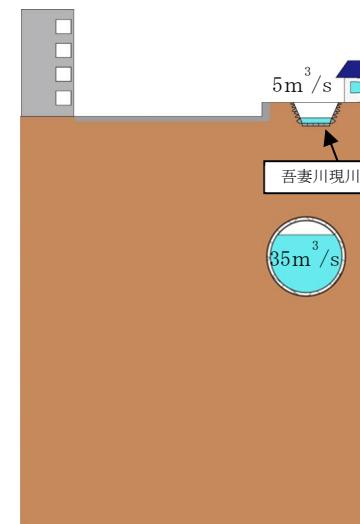
出典・根拠



河川整備計画（本文）	河川整備計画（本文）
<p>3.1.2 藤ノ木川</p> <p>藤ノ木川の河川改修では、河床の切り下げなどにより、河積の拡大と河川の平地化を図ります。</p> <p>藤ノ木川では、地域特性を活かした良い川づくりを考える、住民参加会議「藤ノ木川川づくり懇談会」が開催されました。懇談会では、活発な意見交換が行われ、環境、治水、維持管理などの視点から「藤ノ木川川づくり懇談会における提言」がまとめられました。また地元自治会から2,000名を越える署名とともに要望書が出されるなど早急な河川改修が望まれています。</p> <p>藤ノ木川の河川整備では、川づくり懇談会での提言や周辺地域の状況を踏まえ、治山・砂防と連携した治水を進めるとともに、自然環境や周辺の歴史的な景観などに配慮した整備を進めていきます。</p>  <p style="text-align: center;">藤ノ木川 平面図</p> <p style="text-align: center;">出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画（本文）</p>  <p style="text-align: center;">藤ノ木川横断図 京阪電車下流（河口から約1.1km）</p> <p style="text-align: center;">（注）護岸の形式・形状は変更することがあります。</p>

出典・根拠



河川整備計画（本文）	河川整備計画（本文）
<p>3.1.3 常世川・吾妻川</p> <p>常世川・吾妻川の河川改修では、密集市街地で川際まで家屋が建ち並んだ状況であり、現川の拡幅による流下能力不足の解消は困難であるため、トンネル河川として施工します。</p> <p>なお、平常時は現川に河川水を流下させ、洪水時にはトンネル河川に洪水を安全に流下させます。</p>  <p>常世川・吾妻川 平面図 出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	 <p>常世川横断図 JR東海道本線下流（河口から約0.6km） (注) トンネル河川の形状は変更することがあります。</p>  <p>吾妻川横断図 滋賀県庁前（河口から約0.8km） (注) トンネル河川の形状は変更することがあります。</p>

出典・根拠

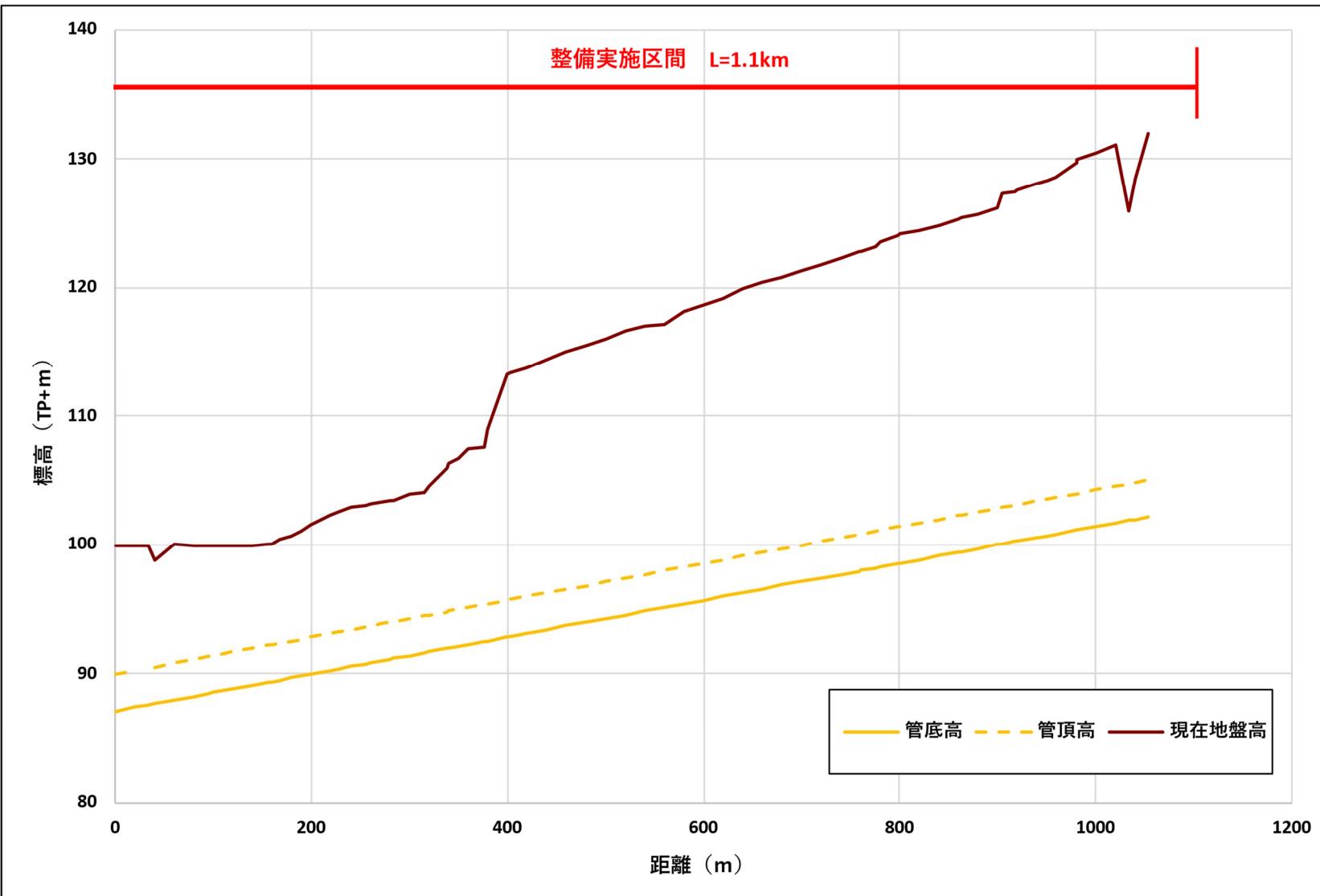


図 吾妻川縦断図

(注) トンネル河川の形状は変更することがあります。

河川整備計画（本文）

3.1.4 琵琶湖（湖辺の保全）

「琵琶湖の整備と保全に関する事項(2.2.4)」に従い、次の4地区で湖辺の保全を行います。

(1) わに浜

わに浜は、比良山地を背景に白砂青松が続く砂浜で、和邇川漂砂系に位置しています。和邇川は、かなりの土砂流出があったものと考えられ大きな河口砂州を形成していましたが、流下土砂の減少などから近年河口部の侵食が著しいため、対策が必要です。

わに浜では、突堤や養浜などにより砂浜の侵食対策を行います。対策に当たっては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。

出典・根拠

和邇川漂砂系 1

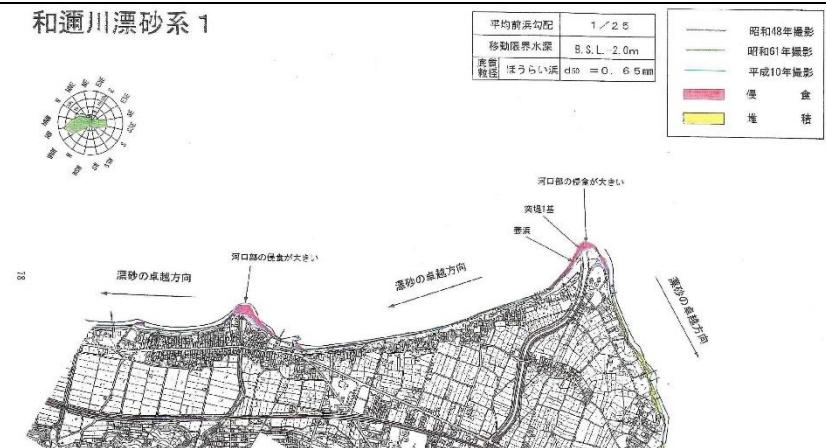


図 和邇川漂砂系(1)

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

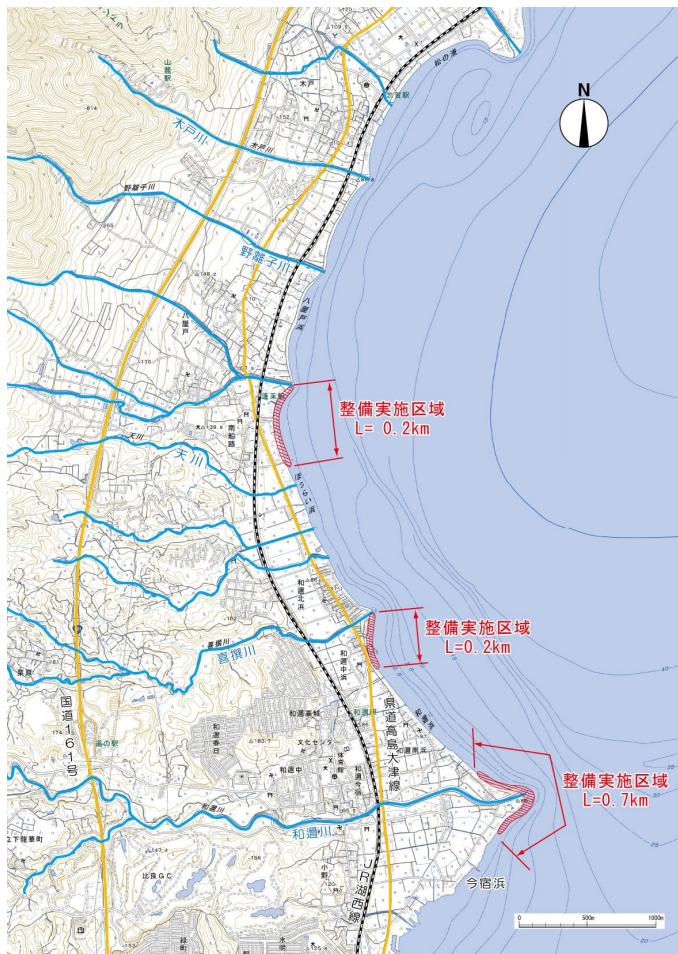
和邇川漂砂系 2



図 和邇川漂砂系(2)

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

河川整備計画（本文）



わに浜整備実施区域図

出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成

出典・根拠

わに浜地区計画平面図
S=10,000



図 わに浜地区計画平面図(1)

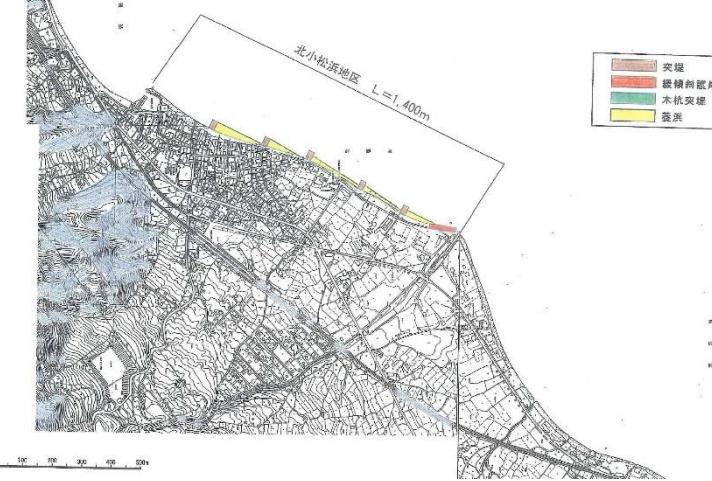
出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

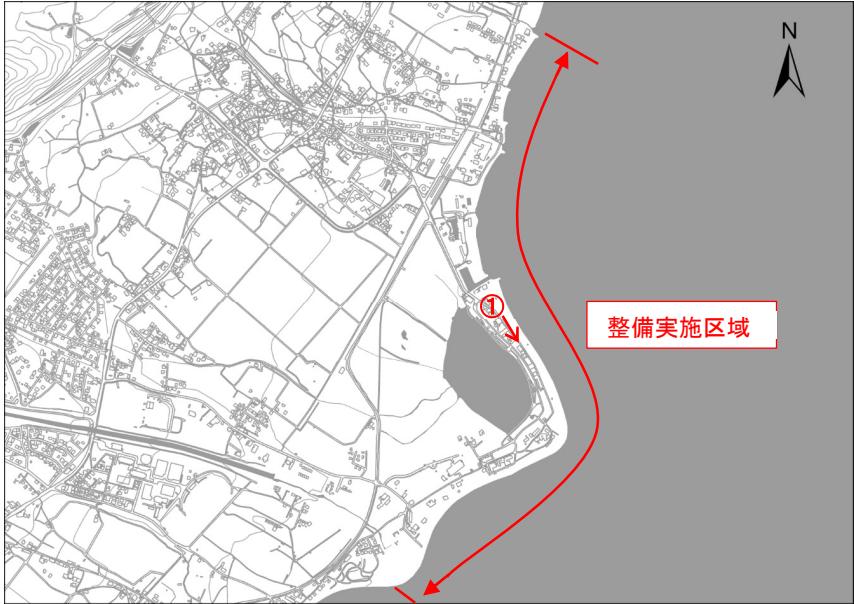
わに浜地区計画平面図
S=10,000

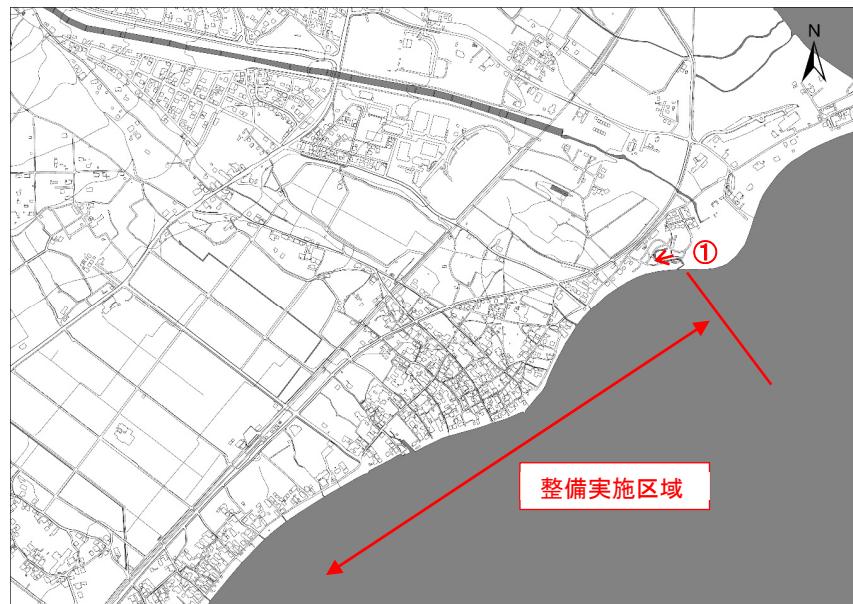


図 わに浜地区計画平面図(2)

出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成13年3月、滋賀県）

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(2) 北小松浜</p> <p>北小松浜は、近江舞子の北に位置し、水泳場として多くの人々が訪れています。北小松浜は、滻川漂砂系に位置していますが、滻川からの流下土砂がほとんどなく、南方の比良川などからの流下土砂も期待できない状況です。漂砂の動きは南から北に卓越しており、漂砂系全体で徐々に侵食されています。</p> <p>北小松浜では、突堤や養浜により砂浜の侵食対策を行います。対策に当たっては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。</p>  <p>北小松浜整備実施区域図 出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	<p>出典・根拠</p> <p>滻川漂砂系</p>  <p>図 滻川漂砂系 出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成 13 年 3 月、滋賀県）</p>  <p>図 北小松浜地区計画平面図 出典：琵琶湖河道整備事業計画書（平成 13 年 3 月、滋賀県）</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(3) 近江舞子浜</p> <p>近江舞子浜は比良川漂砂系に位置し、比良山地を背景に、東方には琵琶湖中に張り出した弦月状の砂州を有しています。また、近江舞子浜は毎年数十万人が訪れる滋賀県内有数の水泳場かつ、琵琶湖八景の一つ「涼風・雄松崎の白汀」に選ばれた景勝地でもあります。近江舞子浜の凸状に湖に突出した地形的特徴から、凸部先端では波の影響を受けやすく、砂を捕捉する施設もないことから侵食を受けやすい性質があります。近年では砂州が 90° に折れ曲がった箇所付近で浜崖が発生しています。侵食した状況を受けて、数年に1度養浜が実施されていますが、養浜後には一時的に浜崖がなくなるものの、すぐに砂が流出してしまい、また浜崖が形成されるといった状況が続いています。</p> <p>近江舞子浜では、突堤や養浜により砂浜の侵食対策を行います。対策に当たつては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。</p>  <p>近江舞子浜整備実施区域図 出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	<p>①近江舞子浜</p>  <p>図 近江舞子浜 現地写真位置図</p> 

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(4) 北比良浜</p> <p>北比良浜は、比良川漂砂系に位置しています。湖に向けて湾曲を描いた地形から、湾曲の頂点の付近で波による侵食を受け、砂浜が減少している状況です。湖岸に隣接した宅地が多く、侵食による浜幅の減少を受け、災害防止の観点からも地域住民から対策を求める要望が出ています。</p> <p>北比良浜では、突堤や養浜により砂浜の侵食対策を行います。対策に当たっては、自然性の高い湖辺や昔の姿に近づけることにより、多様な生物の生息への配慮や琵琶湖の原風景の再生・保全を図ります。</p>  <p>北比良浜整備実施区域図 出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成</p>	<p>出典・根拠</p>  <p>①北比良浜</p>  <p>整備実施区域 ① 整備実施区域</p> <p>図 北比良浜 現地写真位置図</p>

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>3.2 河川の維持の目的、種類および施工場所</p> <p>3.2.1 河川の維持の目的</p> <p>圏域内の全ての一級河川(52 河川)において、洪水による被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の整備と保全がなされるよう、行政と地域住民が連携を図りながら、各河川の特性を踏まえ、総合的に河川の維持管理を行います。その際、治水、利水、環境の面から河川を維持していくことで、地域住民が安心やうるおいを感じ続けることができるよう配慮します。また、生物の生息・生育環境や良好な景観を保全しながら、自然を楽しむことができる河川空間の利用を促進していきます。</p> <p>3.2.2 河川の維持の種類および施工場所</p> <p>圏域内の一級河川を適切に管理していくため、地域住民との協働のもと、河川における取排水、流域の汚濁負荷や河川水量の変化に伴う水質変化、生物の生息・生育環境などの環境管理に関する基本的事項の実態把握に努め、以下の項目について必要な対策に努めます。</p> <p>なお、河川の維持にかかる項目の中で、特に、洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採、堆積土砂の除去、護岸補修などの対策については、地域住民の生命と財産を守るために、緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。</p> <p>また、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要です。このため、草刈りやごみの除去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民などが行う活動に対して、積極的に支援します。</p> <p>さらに、令和4年3月に改訂した「大津土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、河川管理施設や河川の状態、周辺の状況に対応した、河川の維持管理を行うことにより、河川を適切な状態に保全・回復させるように努めます。</p>	 <p>写真 真野川の春の風景</p>  <p>写真 真野川の自然観察会</p>  <p>伐採前</p>  <p>伐採後</p> <p>写真 樹木伐採の状況(比良川)</p>  <p>補修前</p>  <p>補修後</p> <p>写真 護岸補修の状況(真野川)</p>

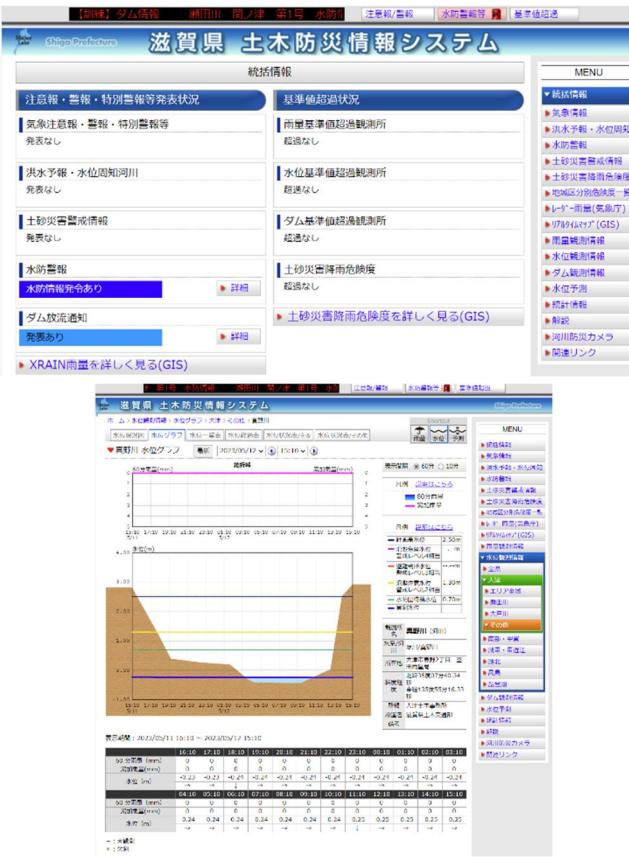
河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(河川管理施設の維持管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、堤防、護岸などの河川管理施設の機能を十分に發揮させるために、河川管理施設の点検により老朽化や施設の不具合などを早期に発見して機能の低下防止に努めます。さらに、地域住民組織などとの連携のもと、所定の流下能力が確保できるよう適切な維持管理に努めます。あわせて、河川巡視を円滑に行うための管理用通路の確保や、背後地の状況を踏まえ、越水対策にも資する堤防幅の確保、堤防天端の舗装なども必要に応じて検討します。</p> <p>また、圏域に現存する一級河川の築堤区間については、破堤による壊滅的被害を防ぐため、現に出水時において漏水などの現象が確認された箇所など、破堤の危険性を認知した箇所については、基本断面形状を確保しつつ、堤防の侵食対策や浸透対策を実施します。なお、その優先順位については背後地の利用状況などを勘案し決定することとし、対策工法を検討する際には、地下水への影響、周辺地域の水利用、自然生態系、親水性などに配慮します。</p>	<p>位置図等</p> <p>※巡視等区間を記入し、重点箇所、写真撮影場所（方向）などを明示すること。</p> <p>写真 河川巡視の状況</p>

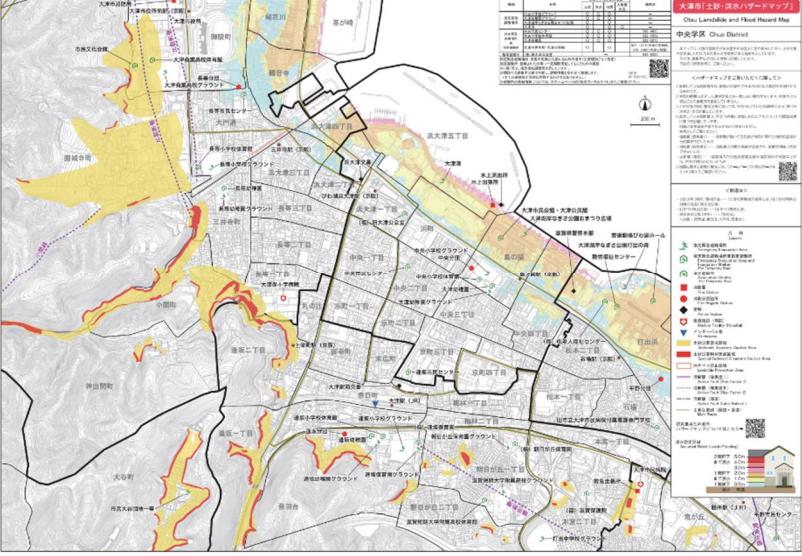
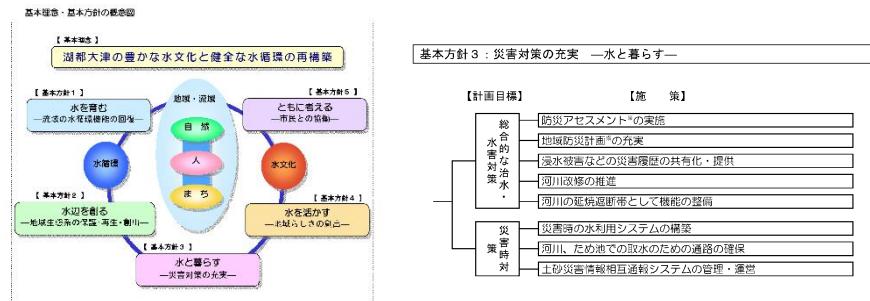
河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																
<p>(河床の維持管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、河川の流下能力の確保や河川管理施設の機能に影響を与えないように調査・検討を加え、河床の維持管理に努めます。その際に、地域住民や学識経験者の意見を参考にし、生物環境などにも配慮していきます。</p> <p>掘削により生じた建設発生土は、他事業への有効利用に努めます。</p> <p>(湖岸の維持管理)</p> <p>琵琶湖岸については、侵食などの状況を把握するとともに、必要が認められた場合には、「琵琶湖湖辺域保全・再生の方針」に基づき、砂浜の保全、再生やヨシ原の保全などの対策に努めます。</p> <p>(河川環境の保全)</p> <p>圏域内の一級河川において、住民が河川に親しみ、憩いやふれあいの場となるような河川環境の保全に、広く地域住民と行政が協働して取り組めるよう努めます。また、草刈りやゴミの除去についても住民と行政の協働による啓発や収集活動による適正な管理に努めます。さらに、学校教育などと連携し、子供達の河川での自然学習を通じてモラルの向上に取り組んでいきます。また、地域住民などが親しめる河川空間を創出するため、河川環境の整備に努めます。</p> <p>長い年月を経て刻々と変わりゆく河川の自然環境を知ることはその維持に必要不可欠な事項であり、生物調査を含む環境調査の実施を検討します。また、その際には、関係機関や地域住民と協力して行い、できる限りその情報を公開していくよう努めます。</p> <p>河道内樹林は、生態系の保全など良好な河川環境の形成に重要な役割を果たしています。そのため、治水上河川管理に支障が生じた場合や、外来種対策の必要が生じた場合については、有識者・地域住民などの意見を参考に伐採などを検討します。</p>	<p style="text-align: center;">表 各河川の類型と基準点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>河川名</th> <th>類型</th> <th>基準点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">北湖流入</td> <td>※真野川</td> <td>A</td> <td>県道高島大津線との交差地点から下流 150m 地点</td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>A</td> <td>県道高島大津線との交差地点</td> </tr> <tr> <td>※雄琴川</td> <td>B</td> <td>県道高島大津線との交差地点から下流 200m 地点</td> </tr> <tr> <td>※大正寺川</td> <td>B</td> <td>県道高島大津線との交差地点から下流 300m 地点</td> </tr> <tr> <td>大宮川</td> <td>A</td> <td>旧国道(現大津市道)との交差地点</td> </tr> <tr> <td>※際川</td> <td>B</td> <td>県道高島大津線との交差地点から上流 50m 地点</td> </tr> <tr> <td>柳川</td> <td>AA</td> <td>新柳川橋</td> </tr> <tr> <td>吾妻川</td> <td>AA</td> <td>県道大津湖岸線との交差地点</td> </tr> <tr> <td>相模川</td> <td>AA</td> <td>県道大津湖岸線との交差地点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">瀬田川流入</td> <td>※兵田川</td> <td>AA</td> <td>県道大津湖岸線との交差地点</td> </tr> <tr> <td>※盛越川</td> <td>A</td> <td>県道大津湖岸線との交差地点から上流 50m 地点</td> </tr> <tr> <td>※三田川</td> <td>AA</td> <td>国道 422 号との交差地点から上流 100m 地点</td> </tr> <tr> <td>※多羅川</td> <td>AA</td> <td>国道 422 号との交差地点から上流 150m 地点</td> </tr> <tr> <td>※千丈川</td> <td>A</td> <td>県道高島大津線との交差地点から上流 150m 地点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※は環境上の基準の類型指定河川（市河川）。それ以外は環境基準の類型指定河川（県河川）。</p>	分類	河川名	類型	基準点	北湖流入	※真野川	A	県道高島大津線との交差地点から下流 150m 地点	天神川	A	県道高島大津線との交差地点	※雄琴川	B	県道高島大津線との交差地点から下流 200m 地点	※大正寺川	B	県道高島大津線との交差地点から下流 300m 地点	大宮川	A	旧国道(現大津市道)との交差地点	※際川	B	県道高島大津線との交差地点から上流 50m 地点	柳川	AA	新柳川橋	吾妻川	AA	県道大津湖岸線との交差地点	相模川	AA	県道大津湖岸線との交差地点	瀬田川流入	※兵田川	AA	県道大津湖岸線との交差地点	※盛越川	A	県道大津湖岸線との交差地点から上流 50m 地点	※三田川	AA	国道 422 号との交差地点から上流 100m 地点	※多羅川	AA	国道 422 号との交差地点から上流 150m 地点	※千丈川	A	県道高島大津線との交差地点から上流 150m 地点
分類	河川名	類型	基準点																																														
北湖流入	※真野川	A	県道高島大津線との交差地点から下流 150m 地点																																														
	天神川	A	県道高島大津線との交差地点																																														
	※雄琴川	B	県道高島大津線との交差地点から下流 200m 地点																																														
	※大正寺川	B	県道高島大津線との交差地点から下流 300m 地点																																														
	大宮川	A	旧国道(現大津市道)との交差地点																																														
	※際川	B	県道高島大津線との交差地点から上流 50m 地点																																														
	柳川	AA	新柳川橋																																														
	吾妻川	AA	県道大津湖岸線との交差地点																																														
	相模川	AA	県道大津湖岸線との交差地点																																														
瀬田川流入	※兵田川	AA	県道大津湖岸線との交差地点																																														
	※盛越川	A	県道大津湖岸線との交差地点から上流 50m 地点																																														
	※三田川	AA	国道 422 号との交差地点から上流 100m 地点																																														
	※多羅川	AA	国道 422 号との交差地点から上流 150m 地点																																														
※千丈川	A	県道高島大津線との交差地点から上流 150m 地点																																															

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>(河川占用および許可工作物の設置などへの許可・対応)</p> <p>河川占用および新たな工作物の設置ならびに施設の改築などについては、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水などの視点から支障を来さない範囲で基準を満たしたものを許可します。</p> <p>また、地域の再生や水辺の賑わい創出のため、地域ぐるみでの取り組みとして合意形成された河川敷地の利用計画がある場合は、「河川空間のオープン化」の制度の利用も含め、自治体等関係機関、地域住民、利用者等の意見を十分に聴いて判断するものとします。</p> <p>許可工作物の維持管理に関する指導・監督については、河川の許可工作物として堰および橋梁などが設置されており、これら工作物について河川管理上において支障となることが予想される場合は、施設管理者に速やかに点検・修理などの実施についての指導・監督を行います。また、河川工事実施の際には、施設の占有者と十分協議し、必要な対策を講じていきます。</p> <p>また、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用などについては、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携し、監督処分を含めて指導・管理の徹底を図ります。</p> <p>(流水の管理)</p> <p>圏域内の一級河川において、現在生息する水生生物が持続的に生存可能な水質も含め、将来にわたり安定した河川水による良好な河川環境が維持されるよう、河川管理者、利水者および地域住民などが協働して取り組みます。また、水源として森林を保全する種々の取り組みについて支援していきます。さらに、様々な機会をとらえて水利用の節約や工業用水のリサイクルの推進などの家庭・企業および農家への啓発を行ない、地域レベルでの水循環の回復を促進します。</p> <p>流域全体で、将来に渡り健全な水質・水量が維持されるよう、今後とも地域住民や関係市、利水者と連携して適切な水管理・水利用を図っていきます。</p>	

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>3.3 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項</p> <p>3.3.1 河川への流出量の抑制</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策の実施に努めます。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるように、滋賀県および市町は支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、急激な流出を緩和し河川・水路への負担を軽減します。</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、開発に対する雨水排水計画基準や開発指導要綱を設け、下流河川・水路の流下能力が不足する場合に、開発者に対して流出抑制施設の設置を指導するとともに、開発区域から流出抑制を適正に図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p> <p>3.3.2 総合的な土砂管理に向けて</p> <p>琵琶湖の砂浜湖岸は、山地域の供給源から河川を通じて河口へと流れ堆積した土砂が、湖辺域の沿岸に流されて形成されています。</p> <p>これまで、土石流などの土砂災害や、過剰な土砂供給による河道内での土砂堆積・河口部の閉塞など、上流からの土砂に苦しめられるなか、その対策として治山事業、砂防事業で土砂の流れを調節したり、また河川事業や砂利採取により堆積土砂の除去を行ってきました。さらに治水・利水ダムの設置は、結果として下流部への土砂の流出を抑制しています。</p> <p>こうした土砂供給の減少は、河床の低下や湖辺域での砂浜侵食などを招くこととなり、砂浜侵食に対しては、突堤や養浜などの対策を実施してきました。</p> <p>平成4年頃から琵琶湖湖岸の侵食災害が頻発するようになり、これらに対して突堤や養浜などの対策を実施していますが、一方で汀線がのこぎり状に安定し本来の湖岸景観が失われるとともに、砂浜の砂の動きが停止し植物が侵入するといった更なる問題点も指摘されています。</p> <p>今後は、山地から河道、湖辺域に至る連続した土砂移動のダイナミズムを回復し、動的平衡状態の中で、土砂の量と質（粒径）のバランスのとれた河川・湖岸の実現を目指すことが理想です。</p> <p>しかし、流域全体での土砂移動に関しては、解明されていないことが数多くあります。このため、個々の砂浜や河川における課題の状況に応じて、山地から河道、湖辺域への連続した土砂移動の把握や、実現可能な対策を、長期的課題として検討します。</p>	

河川整備計画（本文）	出典・根拠																																																						
<p>3.3.3 川に関わり、川に親しむ地域社会の形成</p> <p>河川の豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。このためには、人々が川に関わり川に親しむことによって、地域社会と川との日常的な繋がりを深めていくことが必要であり、次のような事項の推進に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 川づくり・流域づくりを進めている地域活動および学校教育などとの連携を図り、河川愛護月間などにおける行事や河川に関する広報活動を通じて、河川愛護の普及・啓発に努めます。 (2) 河川の整備・保全・維持については、河川に関する情報を広く積極的に提供し、地域住民などとのコミュニケーションの充実を図り、官民一体となった河川管理ができるよう努めます。 (3) 川の施設を拠点とした地域活動団体などと連携し、地域住民などにふれあい、学ぶ場、機会の創出を行っていくことにより、地域などに親しまれる川づくりに努めます。 (4) 古くからの川と地域住民とのつながり、川にまつわる地域文化が今後も継承されるよう協力していきます。 (5) 河川環境のモニタリングを地域住民と協力して行うとともに、その情報を公開していくよう努めます。 (6) 上記のような地域社会と川との日常的な繋がりを深めるための取り組みを通じて、地域の中での川や湖を守る活動を支援します。 <p>3.3.4 水量・水質の把握</p> <p>河川の適正な流水管理を行うため、継続的な雨量、水量、水質などの把握に努めます。またこの際、河川管理者の観測データのみを利用するのではなく、より広範なデータの収集に努めます。</p> <p>3.3.5 憐い、安らげる河川の整備</p> <p>志賀・大津圏域の各河川および琵琶湖において、自然環境や水辺の景観を生かしながら、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、かわまちづくり等に基づき大津市等と連携して、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行います。</p>	 <p>写真 第2回 藤ノ木川川づくり懇談会</p>  <p>写真 第1回 淡海の川づくり検討委員会 真野川部会</p> <p>表 過去の川づくり会議及び淡海の川づくり検討委員会の開催状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">真野川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>真野川川づくり会議</td> <td>第1回</td> <td>平成13年10月28日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2回</td> <td>平成13年11月18日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3回</td> <td>平成14年2月3日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第4回</td> <td>平成14年7月27日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5回</td> <td>平成14年9月29日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6回</td> <td>平成14年12月8日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7回</td> <td>平成15年9月14日</td> </tr> <tr> <td>淡海の川づくり検討委員会 真野川部会</td> <td>第1回</td> <td>平成15年12月6日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2回</td> <td>平成16年2月16日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">藤ノ木川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤ノ木川川づくり懇談会</td> <td>第1回</td> <td>平成15年5月19日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2回</td> <td>平成15年6月22日</td> </tr> <tr> <td>淡海の川づくり検討委員会 藤ノ木川部会</td> <td>第1回</td> <td>平成15年12月9日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2回</td> <td>平成16年1月13日</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">志賀・大津圏域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淡海の川づくり検討委員会</td> <td>第1回</td> <td>平成23年3月23日</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 大津土木事務所管内の河川愛護団体(大津市内 63 団体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川愛護団体</th> <th colspan="2">和邇中自治会、真野学区内河川を美しく愛護する会、 真野川派流水路を美しくする会、天神川を美しくする会、吾妻川を美しくする会、 常世川を美しくする会、新大宮川を美しくする会、盛越川上流を美しくする会、 相模川を美しくする会 ほか・・・</th> </tr> </thead> </table> <p>出典：滋賀県ホームページ</p>	真野川			真野川川づくり会議	第1回	平成13年10月28日		第2回	平成13年11月18日		第3回	平成14年2月3日		第4回	平成14年7月27日		第5回	平成14年9月29日		第6回	平成14年12月8日		第7回	平成15年9月14日	淡海の川づくり検討委員会 真野川部会	第1回	平成15年12月6日		第2回	平成16年2月16日	藤ノ木川			藤ノ木川川づくり懇談会	第1回	平成15年5月19日		第2回	平成15年6月22日	淡海の川づくり検討委員会 藤ノ木川部会	第1回	平成15年12月9日		第2回	平成16年1月13日	志賀・大津圏域			淡海の川づくり検討委員会	第1回	平成23年3月23日	河川愛護団体	和邇中自治会、真野学区内河川を美しく愛護する会、 真野川派流水路を美しくする会、天神川を美しくする会、吾妻川を美しくする会、 常世川を美しくする会、新大宮川を美しくする会、盛越川上流を美しくする会、 相模川を美しくする会 ほか・・・	
真野川																																																							
真野川川づくり会議	第1回	平成13年10月28日																																																					
	第2回	平成13年11月18日																																																					
	第3回	平成14年2月3日																																																					
	第4回	平成14年7月27日																																																					
	第5回	平成14年9月29日																																																					
	第6回	平成14年12月8日																																																					
	第7回	平成15年9月14日																																																					
淡海の川づくり検討委員会 真野川部会	第1回	平成15年12月6日																																																					
	第2回	平成16年2月16日																																																					
藤ノ木川																																																							
藤ノ木川川づくり懇談会	第1回	平成15年5月19日																																																					
	第2回	平成15年6月22日																																																					
淡海の川づくり検討委員会 藤ノ木川部会	第1回	平成15年12月9日																																																					
	第2回	平成16年1月13日																																																					
志賀・大津圏域																																																							
淡海の川づくり検討委員会	第1回	平成23年3月23日																																																					
河川愛護団体	和邇中自治会、真野学区内河川を美しく愛護する会、 真野川派流水路を美しくする会、天神川を美しくする会、吾妻川を美しくする会、 常世川を美しくする会、新大宮川を美しくする会、盛越川上流を美しくする会、 相模川を美しくする会 ほか・・・																																																						

<p style="text-align: center;">河川整備計画（本文）</p> <h4>4. 超過洪水時の被害を最小化するために必要な事項</h4> <h5>4.1 平常時における連携強化</h5> <p>河川管理者、関係機関（防災部局・都市計画部局など）、関係市等と連携し、超過洪水時の被害を最小化するために必要な対策を総合的・継続的に検討し、実施します。</p> <h5>4.2 洪水時の連携強化</h5> <p>洪水時の連携を強化するため、「平常時の備え」と「緊急時の体制」について対策に取り組みます。</p> <p>「平常時の備え」については、雨量観測所および水位観測所、河川防災カメラで観測した雨量や水位、河川のカメラ画像などの防災情報を「滋賀県土木防災情報システム」を用いて、関係市や機関、地域住民などに提供しています。今後、これらの防災情報を安定的に提供するため、設備の適切な維持管理に努めます。</p> <p>「緊急時の体制」については、彦根地方気象台などから水防活動に関する気象予報警報の通知があった場合、県庁に水防本部を設置すると同時に水防体制に入るものです。水防体制下では降雨状況、河川水位などの監視を行うとともに、雨量・河川水位の状況などから河川パトロールが必要であると判断した場合には速やかに現地確認などで情報収集を行い、水防活動に必要な情報を関係市や機関に連絡するなどして、水防活動や避難行動を支援します。また、土砂災害に関する防災情報を把握し、効果的に提供するとともに、関係市や機関と連携して土砂災害による被害軽減に努めます。</p>	<p style="text-align: right;">出典・根拠</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; width: 100%;">  <p>The screenshot displays two main sections of the system's interface. The top section, titled 'General Information' (総括情報), lists various disaster-related notifications and status updates. One item, 'Rainfall warning issued' (雨量警報発表あり), is highlighted in blue. The bottom section shows a detailed graph of rainfall data over time (XRAIN Rain量) and a table of water level data (水位情報) for specific locations like Lake Biwa, the Katsuragi River, and the Oi River.</p> </div> <p style="text-align: center;">図 水位情報等の提供(滋賀県土木防災情報システム)</p> <p style="text-align: right;">出典：滋賀県ホームページ</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>滋賀県土木防災情報システムはこちらから パソコンで見る場合：http://shiga-bousai.jp スマートフォンで見る場合：https://shiga-bousai.jp/sp/ ※右のQRコードからもアクセスできます。 その他の携帯で見る場合：http://shiga-bousai.jp/mobile</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
--	--

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>4.3 水防・避難体制の強化</p> <p>毎年出水期前には水防活動が的確に行えるよう、重要水防区域などを圈域内の市と共に見直すとともに、水衝部などで氾濫の危険性が高い地点を重点的に、市と合同によるパトロールを行ないます。水防倉庫には水防活動に必要な資器材材を備蓄し、常に点検確認を行ない、必要量を確保します。</p> <p>また、避難場所・危険箇所などを明示した洪水ハザードマップ作成・公表、地域住民へのより効果的な周知を積極的に支援します。あわせて、降雨・水位情報、過去の水害状況などの提供を通じて、避難行動開始の判断などを支援します。</p>	 <p>図 大津市「土砂・洪水ハザードマップ」(中央学区)</p> <p>出典：大津市ホームページ</p>
<p>4.4 水害に強いまちづくり</p> <p>超過洪水が生じた場合に、将来にわたり壊滅的な被害が想定される氾濫原においては、土地利用の動向などを勘案して、関係機関との連携・協働により、土地利用の誘導、建築物の工夫、浸水時の交通規制・避難誘導などを検討します。</p> <p>(1)既に市街化が進行している箇所あるいは市街化が確実な箇所</p> <p>確実な避難行動の確保を重点的に図るとともに、関係住民および関係市の同意のもと要請がある場合に、既設道路などを活用した二線堤や輪中堤・宅地嵩上げなどにより浸水を回避するための対策の実施を検討します。</p> <p>(2)市街化が進行していない箇所</p> <p>壊滅的な被害が想定される区域の市街化ができるだけ回避するため、関係機関と連携し、土地利用の規制、誘導の検討を促進します。また、社会経済活動などの諸事情により、市街化の進行が避けられない場合には、氾濫のリスクを周知するとともに、宅地嵩上げや耐水化建築などによる安全な住まい方の誘導に努めていきます。</p>	 <p>図 大津市水環境基本計画</p> <p>出典：大津市建設部道路・河川管理課ホームページ</p>

河川整備計画（本文）		出典・根拠																	
<h4>4.5 地域防災力の向上</h4> <p>過去の水害の歴史を記録保存し、次の世代へと継承するよう努めます。また、本整備計画に基づく河川改修により「全ての水害がなくなるわけではない」ということを地域住民、関係機関に広く啓発するよう努めます。さらに、インターネットなどを活用して、圏域内の氾濫特性を示す地先の安全度マップ^{※7}や河川の流下能力、堤防点検結果を流域住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図ります。</p> <p>また、「水防訓練」や滋賀県および市の水防関係の初任者を対象に水防意識の高揚と水防工法の習得を目指した「水防研修会」を実施します。滋賀県と市の間の情報伝達訓練などを行なうことにより、平常時から水防体制の円滑な運営に努めます。</p> <p>※7) 地先の安全度マップ 河川だけでなく身近な水路の氾濫なども想定した、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度を示す図面のこと</p>		 <p>写真 水防訓練の状況</p>  <p>写真 水防研修会の状況</p>																	
<h4>4.6 超過洪水時の減災効果のある河川管理施設の整備・保全</h4> <p>真野川、大堂川、家棟川などをはじめとする圏域内の築堤河川のうち、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、かつ、当面の間、下流リスクとの関係などから築堤が制限されたり平地河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間については、被害を極力軽減するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林などの整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況などから、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施していきます。</p> <p>「滋賀県中長期整備実施河川の検討」におけるTランク河川</p> <table border="1" data-bbox="384 1117 1006 1224"> <thead> <tr> <th>河川ランク</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Tランク</td> <td>吾妻川、大宮川、大堂川、藤ノ木川、真野川、家棟川、際川</td> </tr> </tbody> </table> <p>Tランク河川：堤防の質的強化や氾濫流制御を図る河川</p>		河川ランク	河川名	Tランク	吾妻川、大宮川、大堂川、藤ノ木川、真野川、家棟川、際川	<p>④ Tランク河川一覧（案）</p> <table border="1" data-bbox="1170 795 1439 1108"> <thead> <tr> <th>管内</th> <th>河川名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="9">大津</td><td>吾妻川</td></tr> <tr><td>大宮川</td></tr> <tr><td>際川</td></tr> <tr><td>大戸川</td></tr> <tr><td>大堂川</td></tr> <tr><td>草津川</td></tr> <tr><td>高橋川</td></tr> <tr><td>藤ノ木川</td></tr> <tr><td>真野川</td></tr> <tr><td>家棟川（大津）</td></tr> </tbody> </table> <p>■ : 志賀・大津圏域対象河川</p> <p>◎本表は管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。今後、順次堤防点検を進め、調査・検討を踏まえて優先度を決め、対策を進めるものとします。 今後、データの蓄積に伴い、見直すことがあります。</p> <p>出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討結果『河川の選定結果』平成20年10月</p>	管内	河川名	大津	吾妻川	大宮川	際川	大戸川	大堂川	草津川	高橋川	藤ノ木川	真野川	家棟川（大津）
河川ランク	河川名																		
Tランク	吾妻川、大宮川、大堂川、藤ノ木川、真野川、家棟川、際川																		
管内	河川名																		
大津	吾妻川																		
	大宮川																		
	際川																		
	大戸川																		
	大堂川																		
	草津川																		
	高橋川																		
	藤ノ木川																		
	真野川																		
家棟川（大津）																			

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>5. 付則資料 志賀・大津圏域位置図（対象河川および整備区間）</p> <p>志賀・大津圏域関係市2市 対象河川には琵琶湖が含まれています。 一部支川が省略されています。</p>	